AAR Japan
Association for Aid and Relief Japan

特定非営利活動法人 難民を助ける会

平成29年度（2017年度）

通常総会 記録



支援物資を受け取り喜びの表情を見せる南スーダン難民の女性。
左はAARの雨宮知子（ウガンダ・ビディビディ難民居住地。2016年12月5日）

■報告・決議事項

p.02 第1号議案　平成28（2016）年度事業報告
p.30 第2号議案　平成28（2016）年度決算報告（独立監査人の監査報告書含む）
p.43 独立監査人および監事の監査報告書
p.46 第3号議案　平成29（2017）年度事業計画
p.59 第4号議案　平成29（2017）年度予算
p.62 第5号議案　役員の改選について
　　第6号議案　定款の変更について

日時：2017年6月17日（土）　総会：午後1時30分～　活動報告会：午後3時～
場所：AAR Japan［難民を助ける会］交流スペース　（東京都品川区上大崎2-12-2 ミズホビル6F）

目次

（ページ）

活動の5本柱／活動にあたって …… 1

【第1号議案】
平成28（2016）年度事業報告 …… 2

（支援事業　海外活動）
ラオス人民民主共和国 …… 3
カンボジア王国 …… 5
ミャンマー連邦共和国 …… 6
ネパール連邦民主共和国 …… 8
インド …… 8
パキスタン・イスラム共和国 …… 9
アフガニスタン・イスラム共和国 …… 10
タジキスタン共和国 …… 12
トルコ共和国 …… 13
シリア・アラブ共和国 …… 14
ギリシャ共和国 …… 15
スーダン共和国 …… 16
ケニア共和国 …… 17
ウガンダ共和国 …… 18
ザンビア共和国 …… 19
ジンバブエ共和国 …… 20
ハイチ共和国 …… 20
バヌアツ共和国 …… 21
緊急支援 …… 22

（支援事業　国内活動）
日本 …… 23
緊急支援 …… 24

（国内活動）
提言・啓発（調査・研究、地雷廃絶キャンペーン、
キラーロボット反対キャンペーン、
障がい者支援、国際理解教育）…… 25
在日難民支援など …… 26
広報、渉外、収益事業、支援者対応、募金活動 26
NGO相談員 …… 27

（事業実施体制）…… 28

イベント一覧 …… 29

【第2号議案】
平成28（2016）年度決算報告
　資金収支計算書、附属明細書 …… 30
　同 独立監査人の監査報告書 …… 34
　貸借対照表、財産目録、活動計算書 …… 35
　同 独立監査人の監査報告書 …… 43
　監事の監査報告書 …… 44

ご寄付・ご協力いただいた団体・企業一覧 …… 45

（ページ）

【第3号議案】
平成29（2017）年度事業計画 …… 46

（支援事業　海外活動）
ラオス人民民主共和国 …… 47
カンボジア王国 …… 47
ミャンマー連邦共和国 …… 48
インド …… 49
パキスタン・イスラム共和国 …… 49
アフガニスタン・イスラム共和国 …… 50
タジキスタン共和国 …… 51
トルコ共和国 …… 51
シリア・アラブ共和国 …… 52
ギリシャ共和国 …… 52
スーダン共和国 …… 53
ケニア共和国 …… 53
ウガンダ共和国 …… 54
ザンビア共和国 …… 54

（支援事業　国内活動）
日本 …… 55

（国内活動）
提言・啓発（調査・研究、地雷廃絶キャンペーン、
キラーロボット反対キャンペーン、
障がい者支援、国際理解教育）…… 56
在日難民支援など …… 57
広報、渉外、収益事業、支援者対応、募金活動 57
NGO相談員 …… 57

（事業実施体制）…… 58

【第4号議案】
平成29（2017）年度予算
　収支予算書 …… 59
　収益勘定収支予算書 …… 61

【第5号議案】
役員の改選について …… 62

【第6号議案】
定款の変更について …… 62

活動の5本柱

AAR Japan［難民を助ける会］は「緊急支援」「障がい者支援」「地雷・不発弾対策」「感染症対策」「啓発（国際理解教育）」を5本の柱に活動しています。

緊急支援

災害や紛争が起こった際に、難民や帰還民、被災者への緊急支援を行います。
＊AARはジャパン・プラットフォームの参加団体です。

障がい者支援

地雷被害者などの障がい者のための車いす製造・配付や、職業訓練、理学療法、インクルーシブ教育、災害時支援を実施しています。

地雷・不発弾対策

地雷や、クラスター爆弾などの不発弾の被害にあわないための教育や、被害者支援、除去支援などの対策を行っています。

感染症対策

HIV／エイズやマイセトーマ（菌腫）などの感染症対策を行っています。

啓発（国際理解教育）

国内ではチャリティコンサートなどのイベントや報告会の開催、訪問学習の受け入れ、講演などの国際理解教育や、政策提言に積極的に取り組んでいます。

活動にあたって

私たちは、支援活動を実施するにあたり、以下の点に配慮して活動します。

- ◆ 防災・減災・レジリエンス（復元力・回復力）の強化の視点を持つこと。
- ◆ ジェンダー・障がいをはじめ、弱者や少数者に配慮した視点を持つこと。
- ◆ "Do No Harm"（支援活動が弊害をもたらさない）の原則を守ること。
- ◆ 地元の方々の主体性を尊重し、人材育成を心がけること。
- ◆ 不偏不党の立場を貫くこと。

※「難民」とは、難民条約では「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団の一員であるなどの理由で、迫害を受ける、あるいは迫害を受ける恐れがあるため、自国に戻ることができないか戻ることを希望しない人々」と定義されています。AARでは、この定義に合致する人々に加えて、困難な状況下にある人々を広く「難民」と捉え、中でもより弱い立場にある方々を長期的な視点をもって支援していくことを中心に、活動を行っています。

※「地雷回避教育」とは、住民が地雷の被害にあわないようにするための教育です。具体的には、どのような場所に地雷が埋まっている可能性が高いか、地雷を見かけたらどうすればいいか、などの知識を教えています。AARではこの活動をよりわかりやすく適切に示す言葉を今後模索していきます。

第1号議案　平成28（2016）年度 事業報告　　2016年4月1日～2017年3月31日

2016年度は、シリア難民・国内避難民への支援を拡充するとともに、ウガンダにて南スーダン難民支援を開始した。一方国内でも、4月に発生した熊本地震被災者への緊急支援を実施し、新しい取り組みにも積極的に対応した1年であった。

シリアでは、国内に留まっている避難民への食糧配付を実施するとともに、地雷・不発弾被害の深刻化が報告される中、子どもたちが地雷・不発弾被害に遭わないための教育活動を実施した。タジキスタンやカンボジアでは障がいのある子どもも、ない子どもも、共に学ぶ「インクルーシブ教育」を推進し、ラオスやザンビアでは、妊娠・出産時のリスク低減や乳幼児の健康を目指す「母子保健事業」を展開した。

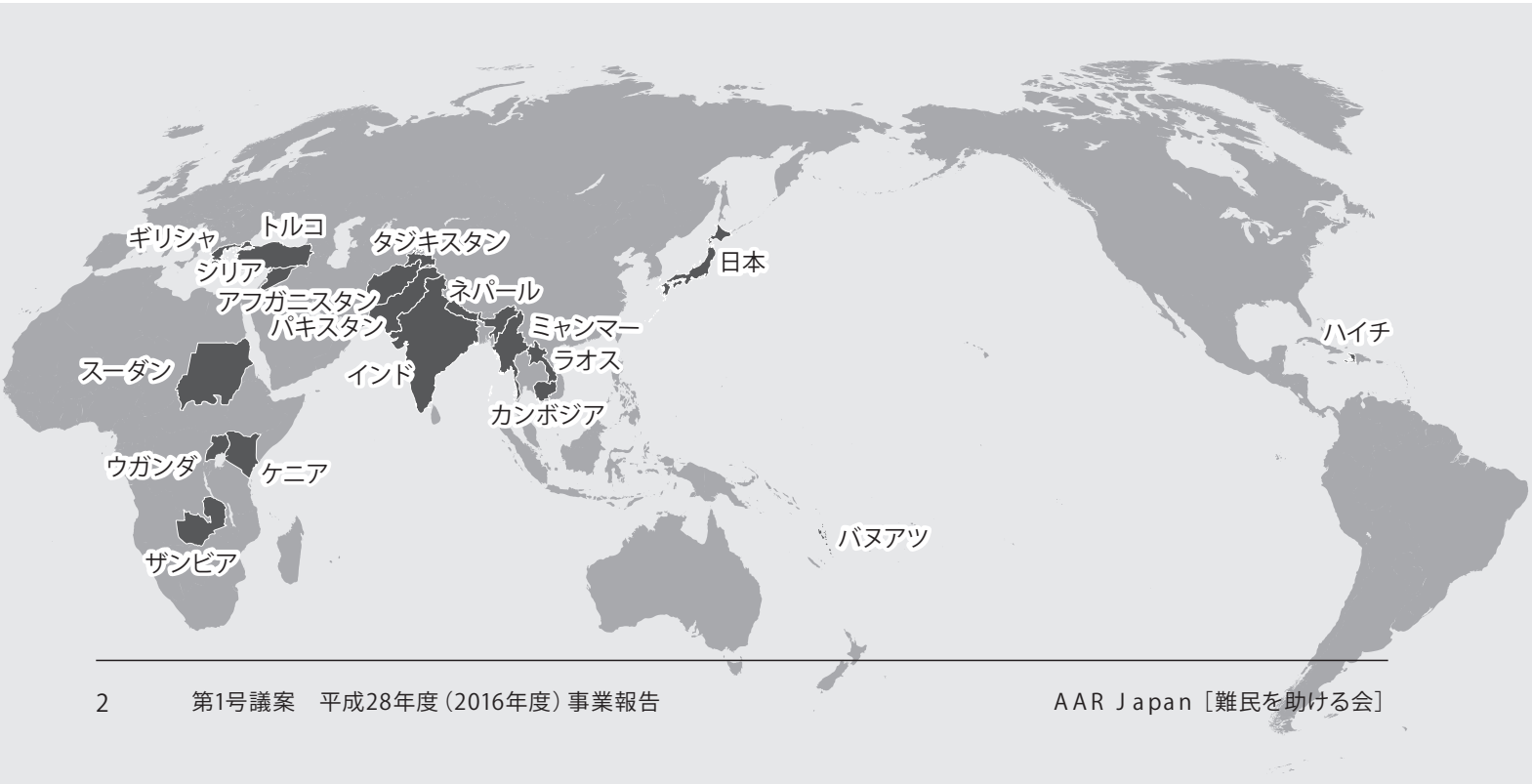
国内では、熊本地震の被災者支援にいち早く対応、炊き出しや食糧・生活物資の配付に始まり、支援の届きにくい障がい者への対応や心のケアも積極的に行った。また、東日本大震災の被災者支援にも継続して取り組んだ。福島県においては、放射線の問題が長期化しており、息の長い支援を目指して活動した。

公益社団法人ACジャパン（旧 公共広告機構）のキャンペーンは、7月から2年目を迎え、関係者から、テレビやラジオの新しいスポット広告や、駅や車内ポスターに接する機会が増えたという報告が相次いだ。本キャンペーンで当会の負担は広告制作費のみであり、各メディアの協力のもとCM放送やポスター掲示の広告料は当会が負担することなく実施されている。

会計面をみると、前期繰越金を除いた収入合計額は約16億4000万円となった。支出は、海外での支援活動に13億4800万円（当期支出全体の約79%）を、東日本大震災被災者支援には約1億200万円（同約6%）を、それぞれ充てた。
各事業の詳細な活動報告は、次ページ以降をご参照いただきたい。

これらの活動を実施できたのも、日本をはじめ世界中の皆さまからの温かいご支援があったからこそであり、内外18ヵ国における43の活動を支えてくださった皆さまに、心より厚く御礼申し上げます。

～2016年度の活動地～



ラオス人民民主共和国



ビエンチャン事務所、ポンサリー事務所

1999年に首都ビエンチャンに事務所を開設。現在まで障がい者支援事業を継続している。2010年、不発弾被害者支援の開始に伴い北部シェンクワン県に開設した事業所は、2014年7月に同事業完了に伴い閉鎖。2015年11月にはポンサリー県に新事務所を開設し、地域住民への母子保健サービス強化事業を実施している。

■2016年度事業決算：55,813,837円

1 ラオスにおける障がい者の小規模起業支援

実施地　ラオス人民民主共和国　ビエンチャン市、ビエンチャン県、サヤブリー県

目的　対象地域における障がい者の収入を向上させる

実績　JICA（独立行政法人国際協力機構）草の根技術協力事業（パートナー型）として、2014年7月に活動を開始した。2016年度は、2015年度に引き続き、障がい者の自立を促すことを目的とした小規模起業を後押しすべく、対象地域において各研修を実施し、計44人が参加した（事業全体で受益者264人）。また、2015年度までの全対象者について、その後の活動について調査を行ったところ、220人中、153人（70%）が活動を継続しているという結果を得た。

受益者　直接受益者：障がい者44人（キノコ栽培研修6人、ナマズ養殖研修16人、カエル養殖研修22人）　間接受益者：その家族264人



自宅の養殖池で育ったカエルを手にする受益者（ビエンチャン県、2016年11月）

2 車いすバスケットボール普及支援 終了

実施地　ラオス人民民主共和国　ビエンチャン市

目的　障がい者スポーツの振興を通じて障がい者の社会参加を促す

実績　2016年度はマレーシア人講師によるクラシフィケーション研修（選手の身体能力レベルに応じて付与される持ち点の評価方法）、タイ人コーチによる2回目のスキル研修および第2回国内大会を実施した。2016年5月の事業終了に伴い、調達したバスケットボール用車いす30台は国立医療リハビリテーションセンターへ供与した。

受益者　障がい者30人（男性18人、女性12人）



車いすバスケットボール国内大会の様子（ビエンチャン市、2016年5月）

3 学校給食支援

実施地　ラオス人民民主共和国　ウドムサイ県、ルアンパバン県

目的　児童、教員、保護者、地域住民による栄養価の高い食材の栽培・養殖と、それらを利用した給食の提供体制を確立する

実績　対象小学校16校において、児童、教師に対して、ナマズ養殖用のセメント池を建設した。養殖技術に関する研修を実施し、稚魚および餌料を配付した。約2ヵ月の育成期間後、各学校においてナマズを収穫し、学校給食で提供した。今後、各学校が自らナマズ養殖を継続できるよう、ナマズの一部を販売して稚魚購入等のための資金を確保する。

受益者　対象校16校の児童、教師等約1,300人



学校給食に出されたナマズを食べる生徒たち（ウドムサイ県、2016年10月）

ラオス人民民主共和国

4 ラオス山岳地域における母子保健サービス強化

実施地　ラオス人民民主共和国　ポンサリー県

目的　新生児、1歳未満児、5歳未満児、それぞれの死亡率がラオス国内で最も高いポンサリー県において、コミュニティレベルでの母子保健活動を強化し、さらなる妊産婦検診の受診率と子どもの成長モニタリングの実施率の向上を図る

実績　ポンサリー県病院、郡病院および2ヵ所のヘルスセンターに母子保健サービスに必要な医療機器を供与した。また、同4医療機関に所属する職員のべ62人を対象に医療機器に関する研修を、ヘルスセンター職員9人を対象に母子保健サービス強化研修を実施した。研修実施後、研修を受講したヘルスセンター職員による母子保健講習会を計13回実施し、計2,488人の地域住民が参加した。

受益者　直接受益者：ポンサリー県病院、郡病院、ヘルスセンター職員64人、地域住民2,488人
間接受益者：ポンサリー県病院、郡病院を受診した妊産婦や子どもとその家族、母子保健講習会に参加した地域住民の家族約20,000人



母子保健サービスの一環である子どもの成長モニタリングにて、供与した子ども用身長計を使用して子どもの身長を測定している様子。身長・体重・子どもの年齢によって、子どもの栄養状態を判断する。中央は駐在員の安藤典子（2016年7月）

カンボジア王国



プノンペン事務所

1979年の創立以来、タイ国境難民キャンプや日本国内でカンボジア難民を支援。和平協定が締結された翌年（1992年）、首都プノンペンに事務所を開設し、1993年から障がい者のための職業訓練校を、1994年から車いす工房を運営。それらは、2006年、現地NGOとして独立した。2013年に、あらためてプノンペン事務所を開設し、障がい児インクルーシブ教育推進事業を実施している。

■2016年度事業決算：30,554,429円

1 障がい児のためのインクルーシブ教育推進

実施地　カンボジア王国　カンダール州　クサイ・カンダール郡

目的　対象地域において、学校と地域が連携したインクルーシブ教育（IE）への取り組みを促進することで、障がい児が非障がい児とともに基礎教育を受け、社会のさまざまな活動へ参加する機会の増大につなげる

実績　小学校4校においてバリアフリー工事、教員研修を実施した。教員研修は障がい児を受け持つ教員のみならず、学校支援委員会に属する教員を含め、全教員を対象とした。また、対象地域住民や対象校の児童に対する啓発活動を実施した。対象地域の障がい児の就学・生活状況を調査し、補助具や医療サービスの提供等の必要な支援を行った。行政、学校、地域の代表等からなるIE推進部会を設立し、そのメンバーに研修を実施した。クサイ・カンダール郡以外の地域から対象校への視察を受け入れ、IE推進の広がりに貢献した。

受益者　直接受益者：約3,300人（対象校4校の児童約2,000人および教員45人、IE推進部会メンバー約20人、研修を受けた他地域の教員および政府関係者180人、地域啓発イベントに参加した対象集合村の住民約600人）
間接受益者：約35,000人（4集合村の地域住民）



児童対象啓発ワークショップで、車いすを利用する際の障壁や適切なサポート方法を学ぶ児童（2017年2月23日）

2 車いす普及支援（現地NGOの能力向上を通じた障がい者自立支援）

実施地　カンボジア王国プノンペン特別市、シェムリアップ州、バッタンバン州、コンポンチャム州、プレイベン州、タケオ州、スバイリエン州、カンポット州、コンポンスプー州、コンポントム州、カンダール州

目的　カンボジアの現地NGOである車いす工房「AAR, WCD」への支援を通して、障がい者の自立や社会参加の促進に寄与する

実績　1994年からAARが運営してきた車いす工房は、2006年に現地NGOとして独立した。2016年度は、製造機器の刷新に加え、運営費の一部を支援するとともに、事業運営能力や財政管理能力を一層高められるよう、助言や指導を継続的に行った。資金獲得に向けた、企業や関連団体への訪問、SNS等を通した広報活動に、以前よりも積極的に取り組むようになった。

受益者　直接受益者：546人（「AAR WCD」の職員、補装具を受け取った障がい者）　間接受益者：その家族2,730人



AAR,WCDで製造した車いすを提供した方を訪問し、車いすの使用状況や不具合がないかどうかなどを聞いている。必要に応じてその場で修理をすることもある。左は事務所駐在代表の園田知子（2017年2月）

ミャンマー連邦共和国



ヤンゴン事務所、パアン事務所

1999年にヤンゴンに事務所を開設し、翌2000年に障がい者のための職業訓練校を開校した。2001年からは知的・身体障がい児の学習・リハビリを支援する里親を募って「ミャンマー子どもの未来（あした）プログラム」を開始した。2013年、カレン州パアンにも事務所を開設し、国内避難民や帰還民を対象とした支援活動を開始した。

■2016年度事業決算：55,621,972円

1 ミャンマーにおける障がい者のための職業訓練校の運営および障がい者の就労支援体制強化

実施地　ミャンマー連邦共和国　ヤンゴン市内

目的　当会が運営する障がい者職業訓練校においてこれまで以上に質の高い職業訓練が提供されると同時に、社会福祉局職業訓練校の職員を含む現地職員を主体とした自立発展的な就労支援体制を強化する

実績　洋裁、理容美容、PCの3コースを継続した。一学期3ヵ月半のコースを年3回（5月、9月、1月開始）開講し、理容美容コース59人、洋裁コース45人、PCコース36人の合計140人の卒業生を輩出した。また、現地における企業との連携を進め、現地視察ツアーの受け入れや理容美容コース教員への無料技術指導、縫製小物の販売会場の無料提供等につながった。また、職業訓練校の就労支援体制強化を主眼とした事業案がJICA草の根技術協力事業に採択され、事業開始に向けて、カウンターパートとなる社会福祉局や同局が運営する障がい者のための職業訓練校との協力、現地の障がい者支援団体との連携へ向けた準備を進めた。

受益者　直接受益者：職業訓練校訓練生140人
間接受益者：障がい者の家族約700人



洋裁コースでは、採寸や型紙づくり、縫製の他、刺繍等の手芸技術も学ぶ（2016年8月15日）

2 子どもの未来（あした）プログラム（里親制度）

実施地　ミャンマー連邦共和国　ヤンゴン市内

目的　知的および身体障がい児の身体機能の維持・向上を図るとともに、教育や社会交流の場を提供する。また家族の障がい児に対する意識改善と介助能力の向上を図る

実績　現地NGOが運営する障がい児施設への支援を継続するとともに、障がい児39人への家庭訪問を通じて、ひとりひとりの状況に合わせた支援を提供した。障がい児19人に対しては、リハビリテーションを提供するとともに家族へ指導を行った。学習支援として、28人の障がい児へ学習用具の配付や入学時の支援、経済的に貧しい家庭への学費・通学費の補助、障がいがあるために通学できない子どもへの家庭教師の派遣や、障がい児施設通所費用の補助等を行った。仏塔参拝やゲームを通して社会性を養う機会を提供した。また、障がい児家族の衛生に関する知識不足に応えるため、衛生啓発ワークショップを実施し、14家族（21人）が参加した。

受益者　直接受益者：家庭訪問対象の知的・身体障がい児とその家族約150人
間接受益者：現地NGOが運営する障がい児施設へ通う障がい児とその家族および施設のスタッフ：184人



メイ・ミャッ・モンちゃん（写真手前）の家を訪問する駐在員の中川善雄（写真奥）。脳性まひにより自分で体を動かすことが難しいため、理学療法士の現地職員がリハビリ支援を継続している（2016年11月22日）

3 カレン州ラインブエ地区における地雷被害者を含む国内避難民および帰還民の水衛生・基礎インフラ改善 終了

実施地　ミャンマー連邦共和国　カレン州ラインブエ地区マエ区

目的　地雷被害者を含む国内避難民および帰還民を多く受け入れているカレン州ラインブエ地区マエ区において、住民の生活を支える水衛生および基礎インフラを整備し、地雷被害者も含めた住民の生活環境を改善する

実績　カレン州ラインブエ地区マエ区内3村において、地雷被害者を含む国内避難民および帰還民の生活環境の改善を目的に、井戸や雨水タンクなどの給水施設、学校や井戸へ続く道路を整備した。また、各村落に水衛生管理委員会を設立し、住民が主体となって適切に給水施設を使用・管理するための仕組みを整えた。対象村落には地雷被害者を含む障がい者が居住していることから、井戸には手すりやスロープを設置するだけでなく、村の住民を対象に障がいに関する啓発活動を実施し、障がいのある人も生活しやすい環境づくりへの理解を促した。

受益者　3村住民：約4,000人



地面に穴を掘って丸太で囲んだだけの危険な井戸を、誰でも安心して利用することができるように修繕した。井戸で水を汲む子どもたち（2016年6月）

4 カレン州ラインブエ地区における障がい者のための生活環境改善事業

実施地　カレン州ラインブエ地区

目的　カレン州ラインブエ地区において障がい者に対する理解促進と障がい者へ配慮した地域開発を通して地域住民全員の生活環境が改善される

実績　カレン州ラインブエ地区のチャーイン区、クンター区、カモカチュ区において、これまで 支援の届かなかった障がい者の生活環境の改善を目指し、障がいに対する理解促進と障がい者に配慮した地域づくりに取り組んだ。障がい者が日常生活で抱える困難について村で話し合い、村ごとに解決策と活動計画を作成した。また、村の中で広く情報が行き届くように障がい者世帯連絡会を設立し、また、障がいについての正しい知識がないことが差別意識を生む住民を対象とした啓発ワークショップやイベントを実施した。また、障がい者の必要に応じて補助具を供与した。さらに、公共施設のバリアフリー化工事を行った。

受益者　直接受益者：障がい者約200人とその家族約1,200人
間接受益者：対象地区の住民約14,000人



AAR現地職員の理学療法士に同行し、障がい者の生活状況を聞き取り調査する駐在員の松島拓（右、2017年2月）

5 カレン州における地雷被害者を含む国内避難民に対するキノコ栽培による生計支援 終了

実施地　カレン州ラインブエ地区　ティサエイミャイン村

目的　カレン州の国内避難民村に住む地雷被害者を含む障がい者が自立して収入を得ることで生活の質が改善される

実績　カレン州の国内避難民村であるティサエイミャイン村に多く居住する地雷被害者を含む障がい者16人がキノコ栽培の技術を習得し、事業運営のための知識を身に付けた。また、収穫物の販路開拓の支援も行うことで、障がい者が自立して一定の収入を得られる仕組みづくりを行った。

受益者　直接受益者：キノコ栽培研修参加者16人とその家族約90人
間接受益者：ティサエイミャイン村の住民約900人



キノコ栽培バックを作るキノコ栽培グループのメンバーたち（2016年6月）

ネパール連邦民主共和国



カトマンズ事務所

2015年4月25日、ネパールを襲った大地震の被災者に対し緊急支援チームを派遣。首都カトマンズに事務所を開設した。緊急支援として食料・生活物資配付した後、復興支援として仮設校舎の建設、障がい者支援などを実施した。

■2016年度事業決算：9,806,230円

1 カトマンズ周辺地域における障がい者支援 終了

実施地　ネパール連邦民主共和国　カトマンズ周辺

目的　2015年4月に発生した地震で被災し障がいを負った方を含む対象地域の障がい者の生活再建に寄与する

実績　現地団体のカトマンズ自立生活センターを通じ、車いす50台の製造・配付、また障がい者50人への自立生活プログラムの提供を行った。住環境が厳しく、生計手段の乏しいカトマンズ近郊の農村部や地方都市に住む障がい者を選定し、支援を実施した。なお、本活動は2016年度をもって終了した。

受益者　［車いす製造・配付］直接受益者：50人　間接受益者：その家族250人
［自立生活プログラム参加者］直接受益者：50人　間接受益者：その家族250人



カトマンズ大学の工房にてアルミニウムの車いすを製作。車いす利用者である現地団体職員が製造を担当（2016年12月1日）

インド

カシミール州において家族が行方不明になるなどした貧困女性が、教育を受けたり自立した生活ができるよう支援するパイロット事業を2014年に開始した。当会の事務所は未開設。

■2016年度事業決算：1,360,702円

1 カシミールにおける女性支援

実施地　インド　ジャンム・カシミール州

目的　インド側カシミールにおいて、家族が行方不明になるなどした貧困女性が教育を受けたり、自立した生活ができるようにする

実績　ジャンム・カシミール州において、社会的・経済的困難に直面している女性を対象に、伝統の刺繍を活かしたクラフト製作技術の向上を目的とした研修プログラムを2017年1月より開始した。

受益者　ジャンム・カシミール州在住女性10人

パキスタン・イスラム共和国

イスラマバード事務所

2005年の大地震被災者に対する緊急支援や、2009年にタリバン掃討作戦の戦闘により発生した国内避難民（IDP）への支援では、都度、イスラマバードに暫定事務所を設営して対応した。2010年の洪水被災者支援を機に常駐の事務所とし、IDP/アフガニスタン難民の教育・衛生環境の整備事業を実施している。2012年に設置したノウシェラ事務所は、ノウシェラ郡での活動終了に伴い、2016年1月末に閉鎖した。2016年2月よりハリプール郡で活動を開始した。



■2016年度事業決算：47,397,275円

1 女子小学校の学習・衛生環境改善

実施地　パキスタン・イスラム共和国　ハイバル・パフトゥンハー州ハリプール郡

目的　女子小学校の学習・衛生環境の改善を通じ、同地域のパキスタン人およびアフガニスタン難民女子児童の就学率の向上に寄与する

実績　パキスタン公立小学校5校およびアフガニスタン難民キャンプ内の学校7校において、井戸の掘削および手洗い場、給水タンク等を含む設備の設置・整備、ならびに教師や保護者、児童に対する衛生教育活動を行った。また、整備した施設が適切に維持されるよう、各校で維持管理体制を構築した。

受益者　対象校の児童・教師・保護者約2,700人



衛生教育に関する研修を受けた教師から、適切な手洗いについて学ぶ女子児童（2016年10月5日）

アフガニスタン・イスラム共和国

カブール事務所

1999年より絵本「地雷ではなく花をください」の純益を活用し地雷除去を実施。2002年に首都カブールおよび北東部タカール州の州都タロカンに事務所開設。地雷回避教育や理学療法によるリハビリテーションを開始。北東部の事業は2008年に同地域で活動する他NGOに移管。同年11月以降、東京本部からの遠隔管理のもと、首都カブールを拠点に、地雷回避教育、地雷被害者を含む障がい者支援を展開。2016年6月からは遠隔管理の拠点としてパキスタンのイスラマバード事務所にアフガニスタン担当駐在員を置いている。



■2016年度事業決算：78,615,666円

1　地域主体型の地雷回避および障がい者支援

実施地　アフガニスタン・イスラム共和国　カブール県、パルワーン県

目的　地域主体型の啓発教育活動を通じて、脆弱な立場にある地雷被害者を含む障がい者や障がい児の基本的な社会サービスへのアクセス向上を目指すと同時に、障がいの主な原因となっている地雷・不発弾・即席爆発装置による事故の削減に寄与する

実績　カブール県およびパルワーン県の82村落で地域指導員164人を育成し、地域主体による地雷回避教育活動を実施した。地域指導員の講習会を通じて、約95,000人の住民に対し、地雷・不発弾・即席爆発装置のリスクから身を守るための正しい知識を普及した。あわせて講習会では、障がいに対する差別や偏見をなくすための啓発活動も行った。また、パルワーン県の公立学校2校を対象にインクルーシブ教育を導入するため、同学校区内の障がい児の就学状況を確認し、不就学障がい児の就学促進活動を行った。その結果、不就学だった計65人の障がい児が対象地域2つの学校に通い始めた。

受益者　直接受益者：地雷回避教育指導員 164人、地雷回避教育・障がい啓発受講者 103,375人、不就学障がい児 65人
間接受益者：インクルーシブ教育対象校の児童6,025人、不就学障がい児の家族390人

2 地雷・不発弾除去支援

実施地　アフガニスタン・イスラム共和国　バグラン県、バダフシャン県、タカール県

目的　地雷汚染地域であるバグラン県、バダフシャン県、タカール県の地雷・不発弾を除去し、事故の減少と安全な生活圏の確保に貢献する

実績　イギリスの地雷除去NGO（Halo Trust）と協力し、バグラン県ダシュテ・ラジャム地区およびタラワ・バルファク地区、バダフシャン県エナウ地区、タカール県トゥタク地区の6村落において、地雷および不発弾除去活動を行い、対人地雷17個、不発弾1個を除去し、39,247㎡（東京ドーム約1個分）が安全な生活圏となった。

受益者　除去作業対象領域住民　1,230世帯

3 アフガニスタン市民社会の能力強化

実施地　アフガニスタン・イスラム共和国

目的　アフガニスタン市民社会組織（CSO）の能力を強化し、その能力を定着させる

実績　アフガニスタンの代表的なCSOネットワーク組織である3団体によるCSOの能力向上のための研修を累計86回実施した結果、裨益者人数は総計1,283人となり、アフガン市民社会の能力強化に寄与した。
なお、本事業はAARに加え、特定非営利活動法人ピースウィンズジャパン（PWJ）、特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター（JVC）の3団体による共同事業として実施した。

受益者　アフガニスタンの市民社会組織の職員1,283人

タジキスタン共和国



ドゥシャンベ事務所

2002年、アフガニスタン北東部へのルートを確保するため、首都ドゥシャンベに事務所を開設。その後、タジキスタン国内における障がい者支援を本格化させた。現在は、インクルーシブ教育を推進する事業を実施している。

■2016年度事業決算：40,557,681円

1 ドゥシャンベ市における障がい児のためのインクルーシブ教育（IE）推進事業

実施地　タジキスタン共和国　ドゥシャンベ市、ラシュト市

目的　一人ひとりの障がい児の状況に応じた教員の指導能力を向上させ、教員および教育関係機関、コミュニティを含むネットワーク構築により、インクルーシブ教育（IE）を推進する

実績　ドゥシャンベ市にある協力校5校およびラシュト市の7校を対象に、IEに関する追加研修を実施した。計51人の教員等が参加し、彼らのIEに関する知識が向上した。ラシュト郡ガルム市の教員をドゥシャンベ市の拠点校に招き、IEの実践現場視察の機会を提供した。他に、障がい児の親や学生等82人を対象としたチューター研修を実施した。加えて、59人の障がい児宅の家庭を訪問し通学を促した。IT専門家を日本から派遣し、ドゥシャンベ市ウェブサイトに、IEに関する情報を掲載するホームページを開設するなどした。また、インドからもIE専門家を派遣し、行政機関や寄宿学校を対象にセミナーを開催した。IEパンフレット1,200冊を作成し、24回実施した拠点校や協力校、幼稚園での啓発イベントにて配付するとともに、公共バス内にも配置した。またIE啓発ビデオを作成し、ドゥシャンベ市内の巨大モニターで放映し、市民への啓発にも努めた。

受益者　直接受益者：551人（拠点校・協力校合わせた14校での新規就学障がい児88人および既存就学障がい児72人、障がい児の家族320人、アドバンス研修参加者51人、ドゥシャンベ市教育委員会職員20人）
間接受益者：24,900人（拠点校・協力校の生徒約13,000人、拠点校・協力校の教員約500人、住民を対象としたイベント参加者約200人、IEパンフレット受取者1,200人、野外ビジョン放映時の視聴者約10,000人）



インクルーシブ教育に関心のある地域住民を集めた啓発イベントで、現地NGO職員と熱心な議論がなされた（2016年8月）

2 ドゥシャンベ障がい者協会縫製部門の組織化と起業支援 終了

実施地　タジキスタン共和国　ドゥシャンベ市

目的　受講生が縫製やビジネススキルの技術を身に付けながら、ドゥシャンベ障がい者協会内に自ら縫製部門を立ち上げ、商品の受注、製作、販売などを行っていけるようにする

実績　縫製コースを2015年10月に開始。障がい当事者を講師に迎え、縫製技術習得のコースを継続した。加えて2016年度はドゥシャンベ市の市場の一画を借り、縫製コースで作成した商品を販売し、活動のための収入を得るよう努めた。本活動は2016年度をもって終了した。

受益者　直接受益者：受講生16人　間接受益者：受講生の家族96人



10ヵ月にわたり縫製技術を学び、ワンピースやジャケットを製作できるようになった（2016年6月）

トルコ共和国



シャンルウルファ事務所・イスタンブール事務所・マルディン事務所

2011年にトルコ東部で発生した大地震の被災者に対する緊急支援を実施。2012年には、隣国シリアから内戦を逃れて同国南東部に流入した難民を支援対象とした緊急支援を開始。翌2013年にシャンルウルファ県に事務所、2016年10月にイスタンブール事務所、2017年2月にマルディン事務所を開設し、継続的にシリア難民支援を実施している。

■2016年度事業決算：217,258,558円

1 トルコ南東部におけるシリア難民に対する複合的支援

実施地　トルコ共和国　シャンルウルファ県およびマルディン県

目的　困窮しているシリア難民の中でも特に脆弱性の高い難民、すなわち、新たに逃れてきた難民、新たなスキルを身につける機会を得られない難民、孤立した生活を送る難民、障がいがある難民などを支援することで、シリア難民の生活環境の改善に寄与する

実績　トルコの現地協力団体と連携し、シャンルウルファ県に隣接するマルディン県のクズルテペ郡、ヌサイビン郡およびミディヤット郡において、電子マネー方式で越冬用の物資を提供した。また、シャンルウルファ市内で引き続きコミュニティセンターを運営し、トルコ語、アラビア語、英語、コンピューターの講座を提供し、シリア難民、イラク難民、トルコ人が新たな技能や知識を身につけることを支援するとともに、定期的に交流イベントを開催することで、彼らが関係を構築する機会を提供した。加えて、障がい者や孤児など特に脆弱な難民には、食糧支援や一時避難場所の提供などの個別支援を提供した。さらに、マルディン県およびシャンルウルファ県に居住する障がい者に対して、福祉用具を供与し、訪問リハビリテーションを提供するとともに家族への簡易リハビリテーションを指導した。

受益者　越冬支援受益者：マルディン県に居住するシリア難民ら2,661世帯（約13,800人）。
コミュニティセンター受益者：講座に参加したシリア・イラク難民およびトルコ人566人。イベントに参加したシリア・イラク難民2,421人、トルコ人710人。
個別支援受益者：3,113人



コミュニティセンターでの折り紙ワークショップに参加するシリア難民の子どもたち。左下は駐在員の五味さおり（2017年2月24日）

2 イスタンブール市におけるシリア難民に対する情報提供・個別支援

実施地　トルコ共和国　イスタンブール市

目的　都市難民の状況が深刻な問題となっているイスタンブール市において、難民キャンプ外に居住するシリア難民に、生活に必要な行政手続きや教育、医療、法律等に関する情報提供を行う。また、特に脆弱性の高い難民を支援することで、シリア難民の生活環境の改善に寄与する。

実績　イスタンブール市エセンユルト区で、避難生活を送るシリア難民や他国籍の都市難民を対象に戸別訪問やグループセッションなどの活動を通じて、行政サービスやトルコの法律等、難民にとって有益な情報を提供した。また、戸別訪問等により特定された母子家庭や病人、障がい者、家庭暴力・性的暴力の被害者、親または保護者のいない子ども等、脆弱性が高く、かつ行政や他の機関等から必要な支援を受けられずにいる難民を対象に、食糧や通訳サービスの提供などの個別支援をした。

受益者　情報提供：4,474人　個別支援：268人



シリア人女性を対象に、トルコの難民制度に関する情報提供セッションを実施する様子（2016年12月）

シリア・アラブ共和国



2011年に始まったシリア内戦の被災者に対する緊急支援を2014年に開始。シリア国内で避難を繰り返す国内避難民やそのホストコミュニティ、また逃れた隣国から再びシリアに戻ってきた人々を対象に、食糧を配付するとともに、地雷対策の一環として地雷回避教育や戦争被害者調査を実施している。

■2016年度事業決算：458,153,499円

1 食糧配付

実施地　シリア・アラブ共和国

目的　シリア国内対象地域において、慢性的な食糧不足が改善され、突発的に発生する食糧危機が緩和される

実績　国内避難民を含むシリア人に、17品目から成る食糧パッケージ45,446箱を配付した。一定の地域で同一世帯を対象に継続的な配付を行うことで、慢性的な食糧不足を改善するとともに、戦闘の激化で流出した国内避難民（IDP）への緊急配付を実施することで、突発的な食糧危機の緩和に寄与した。

受益者　食糧を受け取ったシリア人：33,218世帯、163,994人

2 地雷・不発弾回避教育

実施地　シリア・アラブ共和国

目的　シリア国内対象地域において、地雷および爆発性戦争残存物被害が減少する

実績　地雷・不発弾回避教育（MRE）講習会を実施し、計31,006人が参加した。MREに従事するシリア人スタッフ等の人材育成や対象地域の地雷被害者の調査も行い、地雷対策の基盤強化に貢献した。被害者の調査結果については、地雷対策や保健クラスター等の関連クラスターおよび被害者支援を実施する団体に共有することで戦争被害者の支援につなげた。

受益者　地雷・不発弾回避教育参加者：31,006人

3 戦争残存物に関する情報収集・調査

実施地　シリア・アラブ共和国

目的　シリア国内対象地域において、爆発性戦争残存物や被害状況に関する情報を収集し、より効果的な地雷・不発弾回避教育（MRE）に役立てる

実績　イギリスの地雷除去NGOと協働しているシリアの現地NGOに対する財政的支援を行い、爆発性戦争残存物に関する情報収集や被害状況に関する聞き取り調査等の準備を行った。

受益者　準備中のため受益者なし。

ギリシャ共和国

2015年6月に地中海を渡り欧州に流入する密航者の現状についての調査を実施した。ギリシャにおける密航者の多くがシリアやアフガニスタンからの難民であったが、急増する難民に対し受け入れ体制が整っていないことが判明した。そこで、現地団体を通じて、難民支援事業を2015年8月より開始した。

■2016年度事業決算：1,408,877円

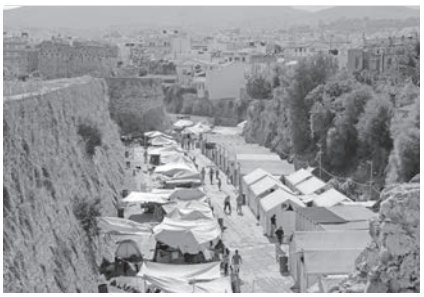
1 保護者のいない未成年難民の保護

実施地　ギリシャ共和国　レスボス県およびキオス島

目的　レスボス島に到着する難民の中でも、特に脆弱な保護者のいない未成年者が適切な保護を受けられるようになる

実績　現地協力団体を通じ、レスボス島およびキオス島に到着する保護者のいない未成年の難民を一時的に受け入れる保護施設の運営を支援した。保護施設には、心理士やソーシャルワーカー、通訳を配置し、保護された未成年難民が適切なサービスを受けられるような環境を整えた。

受益者　保護者のいない未成年難民30人（保護施設の支援）



キオス島に設置されている簡易キャンプ。未成年の難民は適切な保護を受けられる環境ではないため、保護施設の必要性が高い（2016年9月）

スーダン共和国



ハルツーム事務所・カッサラ事務所

2005年の停戦により20年間続いた南北内戦が終結したことを受け、首都ハルツームに事務所を開設して地雷対策事業を開始。2007年にカドグリ事務所（2011年閉鎖）、2012年にはカッサラ事務所を設け活動を広げた。2013年からはマイセトーマ（菌腫）などの感染症対策も並行して実施している。加えて、2016年2月より新たに水衛生事業を開始した。

■2016年度事業決算：79,188,072円

1 水衛生環境改善

実施地　スーダン共和国　カッサラ州
目的　カッサラ州において、住民の衛生環境を改善する
実績　カッサラ州リーフィーカッサラ郡において、給水設備の改修やトイレの建設、ごみ収集システムの導入、ラジオ放送やイベント開催などの衛生啓発活動を通し、衛生環境の改善に貢献した。これら設備やシステムが継続して利用されるよう、コミュニティ内に給水設備の維持管理体制を構築し、ボランティアを育成した。
受益者　対象村落住民計2,431人、ラジオ放送聴取者約55万人



衛生啓発イベントで村の子どもに正しい手洗いの方法を伝える当会現地職員（2016年4月13日）

2 地雷回避教育

実施地　スーダン共和国　カッサラ州、青ナイル州、南コルドファン州
目的　スーダンにおける地雷被害者の削減および地雷被害者を含む障がい者の自立に貢献する
実績　カッサラ州の、村々を巡回して地雷回避教育の講習会を実施するとともに、カッサラ州、青ナイル州、南コルドファン州3州において啓発のためのラジオ番組を放送した。また、地雷被害者を含む障がい者に対し、補助具の供与や小規模ビジネスの起業支援を行った。さらに、国立義肢装具局向けに研修を実施することで、国内の地雷被害者支援に携わる人材の能力強化にも取り組んだ。これに加え、国立地雷対策センターなどの地雷対策関係諸機関と調整し、地雷被害者支援に関する国家戦略や複数年計画の策定を支援した。
受益者　直接受益者：地雷回避教育参加者12,231人、ラジオ放送聴取者 約443,936人、支援を受けた地雷被害者を含む障がい者36人
間接受益者：支援を受けた障がい者の家族252人



村の女性たちを集めて地雷・不発弾の危険性について説明する当会現地職員（2016年10月30日）

3 感染症（マイセトーマ）対策

実施地　スーダン共和国　ハルツーム州、センナール州

目的　センナール州における感染症マイセトーマ（菌腫）の患者削減に貢献する

実績　センナール州にてマイセトーマの感染により手足の切断手術を受けた方々を個別に訪問し、術後の状態や生活状況などを調査した。同州の保健省および赤十字国際委員会（ICRC）と協力し、特に経済的に困難な状況にある6人の方を首都ハルツームにある国立義肢装具機構へ招き、一人ひとりの患者に合った義足の作成と、リハビリを行った。また、独自の教材を用いて、地域住民450人に対して、マイセトーマ予防のための啓発活動を行った。

受益者　直接受益者：リハビリを受けたマイセトーマ患者6人、啓発活動参加者450人
間接受益者：その家族3,192人



義足をつけて歩く練習をするマイセトーマ患者の男性と男児（2016年12月13日）

ケニア共和国



ナイロビ事務所

2005年、南部スーダン支援の拠点としてナイロビに事務所を開設、2011年アフリカの角地域を襲った干ばつ被災者支援をケニア北東部で開始。2013年12月に南スーダンの首都ジュバで発生した武力衝突を受け、ケニア側に流入した南スーダン難民に対し、2014年2月より、ケニア北西部トゥルカナ県のカクマ難民キャンプにて支援活動を実施している。2015年7月より、中等教育分野における支援を開始した。

■2016年度事業決算：82,730,256円

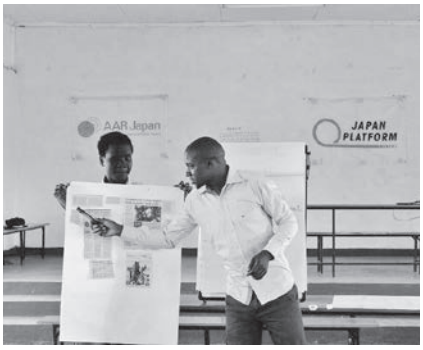
1 カクマ難民キャンプにおける中等教育支援

実施地　ケニア共和国　カクマ難民キャンプ

目的　カクマ難民キャンプにおいて、中等教育支援を通して青少年をさまざまなリスクから保護するとともに、将来の南スーダンなど母国の国づくりを担う人材の育成に貢献する

実績　カクマ1キャンプの中等教育校に教室8室を増設し、机・椅子・教科書を供与した。またカクマ4の中等教育校に理科室器材を提供した。カクマ1、4キャンプの中等教育校に教員・生徒・保護者から成る5人の学校施設メンテナンスチームを各校に組織し、維持管理研修を行った。さらに同2校の教員10人に対し、ライフスキル指導者研修を実施した。カクマ2、3の中等校および女子寄宿舎校においてもライフスキル指導者基礎研修を実施し、21人の教員が受講した。研修を受講した教員が、それぞれの学校において生徒に対しライフスキルの授業を行った。

受益者　直接受益者：カクマ1、4の中等学校の教員・生徒計3,030人、カクマ2、3の中学校および女子寄宿舎校の教員・生徒計1,100人
間接受益者：カクマ1，4の中等学校生徒の家族約15,150人



生徒の問題解決能力向上のための、教員向けライフスキル研修の様子（2016年4月）

ウガンダ共和国



カンパラ事務所、ユンベ事務所

2009年3月にウガンダ地雷生存者協会（ULSA）の代表者を日本に招聘したのを契機に、ULSAを通じて地雷被害者の連携を深める支援を開始した。その後、ウガンダ北部と国境を接する南スーダン共和国の首都ジュバで2016年7月に勃発した武力衝突とその後の国内の混乱を背景として、ウガンダ北西部地域に流出が続く南スーダン難民を支援すべく、9月にカンパラ事務所、10月にはユンベに仮事務所を開設し、難民支援を継続中である。

■2016年度事業決算：77,691,105円

1 地雷被害者生計支援

実施地　ウガンダ共和国　リラ県
目的　地雷被害者の地域社会・経済活動の中での自立を促進する
実績　ウガンダ北部のアパッチ県、コレ県、リラ県、オヤム県に住む地雷被害者の中から選定した20人に対し、リラ県の職業訓練学校で学ぶ機会を提供した。約4ヵ月の畜産や編み物等の研修を受講した後、ビジネスを開始するのに必要な物品（スタートアップ・キット）を提供した。
受益者　直接受益者：地雷被害者　20人
間接受益者：その家族100人


職業訓練校で編み物の練習をする受益者（リラ県、2016年7月）

2 難民キャンプ・難民居住地等における水衛生・教育支援

実施地　ウガンダ共和国　難民キャンプ、難民定住地
目的　ウガンダの難民キャンプや居住地に流れ込んだ難民と周辺受け入れ地域住民の生活環境を改善する
実績　8月にウガンダ北西部の3つの難民居住地を調査した結果、特に南スーダン難民の流入が激しく、支援ニーズの高いユンベ県ビディビディ難民居住地を事業対象地に選定した。9月より支援事業を開始し、脆弱性の高い世帯への衛生用品やマットレスなど支援物資の配付、初等教育の仮設教室48教室・トイレ30基の設置および机、いす、黒板の供与、児童への通学かばん配付を実施した。
受益者　支援物資を受け取った世帯　3,000世帯
仮設教室を設置した学校に通う児童　13,521人
通学かばんを受け取った児童　13,500人


難民キャンプで子どもたちに通学かばんを配付する様子。手前はAARの平間亮太（2016年11月8日）

ザンビア共和国



ルサカ事務所

1984～2004年の20年にわたりメヘバ難民定住地で難民支援を実施した。事業地のメヘバと首都ルサカに事務所を設置していたが、同事業完了にともないメヘバ事務所は閉鎖。2004年より、HIV/エイズ対策事業を首都ルサカ周辺で実施し、エイズ遺児就学支援を除く活動は2016年2月をもって終了した。同月より、同国で改善が急務となっている母子保健分野の支援事業を開始した。また、北西部州メヘバ元難民再定住地において、元難民現地統合化支援を2017年3月に開始した。

■2016年度事業決算：66,745,479円

1 母子保健

実施地　ザンビア共和国　ルサカ州　カフエ郡

目的　対象地において、妊娠、出産、また5歳未満児の健康に係るリスクを低減する

実績　ルサカ州カフエ郡チサンカ―ネ地域にヘルスポストおよびヘルスポストの医療従事者用の宿舎を建設し、ヘルスセンター産科棟に医療機器や備品を供与した。ヘルスセンターが巡回診療を実施する際に必要な血圧計や体重計などの医療器具も供与した。また、地域保健委員会のメンバーの増員を図り、組織運営、巡回診療補佐などの研修を実施した。

受益者　直接受益者：対象地域に住む15-40歳の女性約2,100人（うち妊産婦約500人）、5歳未満児約2,300人、地域保健委員約120人
間接受益者：地域住民11,635人



巡回診療補佐技能研修において血圧測定を学ぶ地域保健委員会のメンバーたち。写真右は駐在員の有原美智子（2016年6月29日）

2 エイズ遺児就学支援

実施地　ザンビア共和国　ルサカ市ンゴンベ地区

目的　HIV/エイズ蔓延の影響で親を失うなど困難な状況にある子どもたちへの学資支援、およびその保護者家族の所得創出を通じて、子どもたちが継続的に就学できる環境を整える

実績　対象となる子どもの学費負担および制服、文房具などの学用品の供与に加え、定期的な通学状況の確認およびカウンセリングや面談により、子どもたちの就学を支援した。また、エイズ遺児の保護者グループにより、養鶏、製粉、写真ショップによる所得創出活動を実施した。

受益者　就学支援対象児17人およびその家族85人



ンゴンベ地区にて、養鶏に従事するエイズ遺児の保護者（2016年6月16日）

3 元難民現地統合化支援

実施地　北西部州カルンビラ郡メヘバ元難民再定住地

目的　住民間に再定住地での共生に必要な社会関係を築く

実績　JICA草の根パートナー型事業の契約締結に向け、2016年7月と2017年2月に、再定住地の世帯数や給水設備の分布等についての追加調査を行った。2017年3月より事業を開始し、事務所建設などの事業実施基盤の整備に着手した。

受益者　事業開始直後のため受益者なし

ジンバブエ共和国

■2016年度事業決算：0円

1 ジンバブエにおける手漕ぎ三輪車普及支援事業形成調査 終了

実施地　ジンバブエ共和国
目的　ジンバブエ共和国における障がい者支援として、手漕ぎ三輪車普及支援事業の形成のための調査を実施する
実績　事業化に向け検討を進めたが、協働を予定した団体の辞退、事業実施に係る人材や財源の確保が難しいことなどから、事業化を取りやめることとなった。
受益者　なし

ハイチ共和国



ポルトープランス事務所

2010年、中米のハイチを襲った大地震の被災者に対し緊急支援を実施。首都ポルトープランスに事務所を開設した。西半球で最も貧しいといわれる同国で、復興支援、衛生環境改善事業を実施した後、障がい児の就学支援事業を実施してきた。2016年4月、事務所を閉鎖し、同活動は現地NGOを通じて実施した。なお、ハイチにおける活動は2016年度をもって終了した。

■2016年度事業決算：6,048,658円

1 障がい児就学支援 終了

実施地　ハイチ共和国　ポルトープランス市およびその周辺
目的　カルフール地区の小学校において、障がい児が就学しやすい環境を整備し、障がい児の就学率を向上させる。同時に、インクルーシブ教育を推進する基盤をつくる
実績　小学校4校において、教職員対象のインクルーシブ教育を含む研修を3日間実施し、28人が参加した。あわせて、制服、黒板、ベンチ式の机を供与した。研修には、障がい児の保護者と情報や意見を交換する場を設け、教員と保護者の交流を促進した。
受益者　約137人（研修を受けた教職員28人、障がいのある可能性がある就学児童82人、研修に参加した保護者27人）


真剣に講義を聴くカルフール地区リシェルシュ校の校長先生（中央、2016年8月）

バヌアツ共和国



2015年3月13日、大型サイクロン「パム」がバヌアツを直撃、本部職員2人がバヌアツ入りし、エファテ島にて生活物資を配付した。同年4月以降は、東京事務所からの遠隔管理で、バヌアツの医療系NGOであるVanuatu Family Health Associationと連携して、離島にて簡易診療サービスを行った。本事業は、2016年6月をもって終了した。

■2016年度事業決算：532,400円

1 バヌアツにおける簡易医療サービス支援 終了

実施地　バヌアツ共和国　エファテ島、サント島

目的　協力団体であるVanuatu Family Health Association（VFHA）の施設を増築、修繕することで住民が簡易医療サービスを受けられるようになる

実績　離島での簡易診療サービスや啓発活動を展開する現地協力団体VFHAの活動を引き続き支援するとともに、同団体の施設を修繕し、サイクロン等大規模災害時の同団体によるすみやかな診療サービスの提供能力の強化につなげた。なお、本事業は2016年6月をもって終了した。

受益者　簡易診療サービス：2,321人
診療 / 啓発活動：1,029人



家族計画などの啓発活動に参加中の女性たち（2016年4月22日）

緊急支援

■2016年度事業決算：38,524,709円

1 ハイチ共和国ハリケーン被災者支援 終了

実施地　レ・カイ市、ジェレミー市およびその近郊

目的　2016年10月にハイチ共和国で発生したハリケーン被災者に緊急支援物資の配付を行い、被災者の生命の維持および生活基盤の立て直しに寄与する

実績　ハリケーン・マシューの被害が甚大であったレ・カイ市とジェレミー市近郊において、初動調査をした結果、とくに障がい者やその家庭に緊急支援物資が行き届いていないことを確認した。同国の食文化に合わせ、米、豆、パスタなどの食糧や家屋損壊の一時修繕に必要なブルーシートなどの生活必需品（NFI）、また衛生環境の悪化に備えるため、バケツや塩素消毒剤などの衛生用品を調達し、障がい者の家庭を含む1,000世帯の住民に配付した。また、文房具などを障がい児を中心として1,000人の児童に、車いす、白杖などの補助具を234人に配付した。

受益者　約5,200人



支援を受け取ったハリケーン被災者とAAR緊急支援チームの池上亜沙子、加藤亜季子（2016年11月13日）

2 アフガニスタン帰還民支援

実施地　アフガニスタン・イスラム共和国ナンガハル県ジャララバード市

目的　隣国パキスタンからの帰還民のうち、ナンガハル県内に滞在していて、支援が十分に行き届いていない非登録帰還民を対象に調査活動を行い、その結果に基づき、生活必需品の配付などの緊急支援行うことで、帰還民の生活環境の安定に寄与する

実績　パキスタンからの帰還民が最も多く滞在しているナンガハル県10区において、3815世帯の非登録帰還民の世帯調査を行った。調査によると、約5割の帰還民はいまだ支援を受けておらず、生活に必要な食糧、日用品が不足し、電気などのインフラへのアクセスも十分ではないことが分かった。当会は、支援を受けられていない帰還民のうち、特に障がい者や寡婦のいる脆弱度の高い世帯を対象に、携帯式のソーラー充電器、ならびに地元の商店で利用可能なバウチャー（金券）を配付した。

受益者　580世帯（約4,060人）

3 スーダン水害被災者支援 終了

実施地　スーダン共和国

目的　2016年6月からの断続的な大雨による大規模な洪水の被災者の避難生活の状況改善に寄与する

実績　カッサラ州内で洪水の被害にあった住民用の毛布1,000枚を提供した。

受益者　カッサラ州内の洪水被害者1,000世帯



政府の倉庫に毛布を運び入れる駐在員の本田悠平（2016年8月10日）

日本



東京事務局、仙台事務所

2011年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、岩手県、宮城県、福島県を中心に幅広い支援を実施。仙台、盛岡、相馬にそれぞれ事務所を開設した。2013年には盛岡事務所の業務を、2014年には相馬事務所の業務を仙台事務所に統合するとともに、一部の事業を東京に移管。息の長い支援を目指している。

■2016年度事業決算：103,528,853円

1 東日本大震災被災者支援

実施地　岩手県、宮城県、福島県の被災地域

目的　東日本大震災による被災者、特に障がい者、高齢者など支援が届きにくい方々が安定した生活を営める環境を整備する。東日本大震災とこれに伴う津波および東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされた方々の経済的・精神的負担を軽減する

実績　福島県、宮城県、岩手県において、仮設住宅や公営住宅に入居する高齢者を対象にマッサージ、傾聴活動を計40回、手芸・クラフト・料理作りなどの地域交流イベントを計25回実施した。

障がい者支援として、福島県の複数の障がい福祉作業所が協力して商品の企画・製造・販売を行う「障がい者協働プロジェクト」の後方支援や、15ヵ所作業所にものづくり強化のための機材提供、また非営利型一般社団法人かたつむり（岩手県大船渡市）の施設再建支援を行った。さらに支援を行った福祉作業所の商品販売会を首都圏の企業を中心に16回開催した。

福島県の親子のための支援として、福島県の保育園・幼稚園8ヵ所にミネラルウォーターを提供した。また、放射線量の低い西会津町において、浜通り地域に住む親子を対象に宿泊保養プログラム「西会津ワクワクこども塾」を計3回開催し、ストレスや運動不足の解消だけでなく参加者同士の交流を促進し、被災コミュニティの強化に貢献した。

受益者　約2,450人



岩手県大槌町の仮設住宅入居者にマッサージ施術を行う理学療法士ボランティア。右下は仙台事務所の大原真一郎（2016年4月）

2 関東東北水害被災者支援 終了

実施地　茨城県 常総市およびその周辺地域

目的　2015年9月に発生した水害により、生活環境が変化した世帯の、日々の移動の負担を軽減する

実績　現地協力団体を通じ、車両などの移動手段を失った世帯や、被災した家屋から移転したため生活圏が変わってしまった世帯の障がい者や高齢者、子どもなどが通学・通院など、その他地域で生活するために必要な移送サービスを提供した。2016年6月でこの活動は終了した。

受益者　のべ630人

緊急支援

■2016年度事業決算：60,596,044円

1 熊本地震被災者支援

実施地　熊本地震の被災地域

目的　2016年4月に発生した熊本地震による被災者、特に障がい者、高齢者などの避難生活の環境改善および生活の立て直しに寄与する

実績　指定避難所に加え、指定外の避難所、福祉施設等を訪問し、被災状況を確認した。これを基に、10市町村（熊本市、阿蘇市、八代市、益城町、大津町、菊陽町、御船町、氷川町、西原村、南阿蘇村）の、障がい者・高齢者を含む避難者のべ2,615人に対し食料や生活必需品を含む物資を配付した。また、NPO法人ピースプロジェクトとともに炊き出しを実施、計18,710食を提供した。さらに、熊本県災害対策本部、自治体、地元NGOといった支援活動団体と情報を共有し、障がい者、高齢者施設を53件訪問した。そのうち8施設に資器材を提供、1施設の修繕、1施設を新たな事業所を建設した。これにより、272人の高齢者や障がい者が震災前の生活を取り戻すことができた。

受益者　2,887人、炊き出しの提供を受けたのべ18,710人



炊き出しをする緊急支援チームの大室和也（2016年4月16日）

2 台風10号・東北水害被災者支援 終了

実施地　岩手県久慈市、岩泉町

目的　2016年8月に発生した台風10号の大雨による土砂災害で被災した方々の復旧・復興を支援する

実績　台風10号により被災した岩手県岩泉町の避難所においてNPO法人ピースプロジェクトと共同で炊き出しを実施し、約1200食を提供した。同町南沢地区自治会に対し生活用水の確保のためポンプを支援したほか、テレビやファンヒーターを提供した。また、福島県二本松市旧平石小仮設住宅の方、福島県南相馬市小池原畑第二仮設住宅の方、岩手県室根町の一般社団法人「ほまれの会」から寄贈頂いた防寒着、下着を避難所になっていた岩泉町民会館に提供した。同じく台風10号により被災した岩手県久慈市にある障がい者グループホーム「ハウス潮騒」に対しては衣類や靴、タオルなどの生活必需品一式を7人分支援した。

受益者　のべ1310人（岩泉町の避難者のべ1303人、久慈市グループホームの利用者7人）



避難所（岩泉町民会館）に下着、防寒着をお届けしました。右は仙台事務所の大原真一郎（2016年10月3日）

国内活動

1 提言・啓発

1-1 調査・研究

実績 AARの活動および日本の国際協力分野の進展に寄与するため、広く国際協力に関連する調査・研究活動やAARの支援活動から得た学びをまとめる作業を行い、これら学びや情報の発信を行った。理事長の長有紀枝が参議院の「国際経済・外交に関する調査会」に参考人として出席し、日本の官民連携の推進について提言を行った。2016年5月にトルコで開催された世界人道サミット公式冊子『Together We Stand』（国連人道問題調整事務所編）へ東日本大震災支援を官民連携の事例として日本のNGOから唯一寄稿した。女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議1325号について国際協力関係者を集めた女性・平和・安全保障勉強会に参加し、これを通し外務省による女性・平和・安全保障行動計画実施過程について意見提出を行った。日本における緊急人道支援の質の向上については、『人道支援の必須基準CHS』については職員が翻訳監修委員を務めたほか、『The Good Enough Guide』日本版の校閲も行うなどの貢献を続けている。

1-2 地雷廃絶キャンペーン

実績 世界の地雷問題や当会の地雷対策活動をよりわかりやすく伝えるため、当会ウェブサイトの地雷ページを刷新した。11月には、シリアにおける地雷問題についての講演会を開催し、100人を超える来場者にシリア紛争による地雷被害者の現状やそれに対する当会の活動への支援を訴えた。また、職員の地雷に関する知識向上のため、内部勉強会を行った。

1-3 キラーロボット反対キャンペーン

実績 「キラーロボット（殺傷ロボット）反対キャンペーン（Campaign to Stop Killer Robots）」の運営委員として、2016年4月にスイス・ジュネーブの国連欧州本部にて開催された「特定通常兵器使用禁止制限条約」（CCW）専門家会合に理事長の長有紀枝と職員1人が参加し、会場からSNSを活用した情報発信や、サイドイベントの司会、ロビー活動を行った。また、同月オランダで開催された運営委員戦略会議に職員1人が参加した。2016年12月同じくジュネーブにて開催されたCCW第5回再検討会議に職員1人が参加し、会場からSNSを活用した情報発信や、ロビー活動を行った。会合の様子はホームページ、会報などで報告し、会内でも勉強会を行った。

1-4 障がい者支援

実績 2016年9月にマレーシアで開催された第2回世界CBR会議に、プノンペン事務所から駐在員1人と現地スタッフ1人、また本部職員1人が参加した。会議では、カンボジアのインクルーシブ教育事業について発表し、当会の活動の知見や経験を広く共有した。内部勉強会を定期的に開催し、障がい分野の知識や理解を深めた。国内の障がい者関連の知見を深めるため、日本障害者協議会（JD）に加盟した。障害分野NGO連絡会（JANNET）やアジア太平洋障害者センター（APCD）には継続して加盟し、障がい関連団体とのネットワークの拡充を図った。

1-5 国際理解教育

実績 2013年に開始した「国際理解教育サポートプログラム」について、学校関係者向けのパンフレットをホームページ上で公開して周知に努め、70件の講演・ワークショップを実施した。継続的な協力関係を構築した学校に対しては、募金等の具体的な協力活動の実施にも協力した。
夏期には7回目となる体験型イベントとして、小・中学生を対象に「わたしが難民になったら」を実施した。同イベントはメディアでも紹介され、同種のワークショップの学校での開催につながった。
国内最大の国際協力関連イベントであるグローバルフェスタや、品川区内で活動するNGOによる地域イベントなどにも参加し、活動紹介を通じて知名度の向上を図った。
11月には新設した佐賀事務所の披露を兼ね、佐賀県国際交流プラザにてシリア難民の現状を伝える報告会を実施し、75人の参加を得た。

2 在日難民支援など

実績　姉妹団体「社会福祉法人さぽうと21」との協力を継続した。難民、在日外国人などとの交流を促進し、職員の在日難民問題についての認識も深めた。また、会長の柳瀬房子が法務省難民審査参与員として、難民不認定処分を受け不服申し立てした難民の審査について意見を述べるとともに、異議申立人の意見陳述に立会って審理にあたり、法務大臣に意見を提出した。

3 広報

実績　2015年度に引き続き、AC（旧公共広告機構）によるAARのテレビCM、新聞広告および駅貼りポスター等の広報を実施し、さらなる知名度向上を図った。主催イベントは、専門性の高いシンポジウムから小学生向けのワークショップ、ボランティアグループによる楽しみながら国際協力につながるイベントなど、幅広いテーマで、計16回開催した。開催地は事務所所在地である東京を中心としつつ、大阪、佐賀でも講演会を行い、あわせて1,837人が参加した（主催イベント一覧は29ページに掲載）。メディア掲載・出演は122件となった。シリア難民や日本の難民受入に関するテーマが多かった他、キラーロボット問題への取り組みやチャリティチョコレートなどが紹介された。また、佐賀事務所の開設や佐賀事務所長の紹介なども9つの新聞、ラジオ、テレビで紹介された。SNSでの発信も力を入れた結果、フェイスブックの「いいね！」数は前年度の1.7倍となった。こうした広報の結果、2016年度には2,432件の新規支援者が登録された。

4 渉外

実績　AARの職員一人ひとりがファンドレイジングの意識を高め、行動に移すよう、渉外チームが中心となって全員で取り組んだ。国内外の事業基盤となる安定収入源の確保のため、既存支援企業・団体のフォローや新規企業・団体の開拓を継続した。具体的には、新規企業・団体約30社を開拓・訪問すると同時に、既存の支援企業・団体約120社との関係をさらに深化させた。熊本地震やハイチハリケーンなどの大規模災害の際には、こうした関係構築が実を結び、多くの関係先よりご支援をいただくことができた。また、企業や団体からのご寄付や小規模助成金といったファンドレイジングを一層拡大し、支援につなげることができた。具体的には、社員の皆さまの給料の一部を寄付に充てる企業とのマッチングによるプログラムを通じ、ザンビアの母子保健事業とミャンマーの障がい者支援事業にご支援をいただくことができた。また売り上げの一部をカンボジアの障がい児教育支援に充てる寄付付き商品を販売くださったり、企業の店頭募金を通じて東北の障がい者支援やアジアの障がい者支援にご寄付をいただいた。一方、AARのチャリティ商品を通じた「気軽にできる国際協力」を企業・団体に訴え、合計約15の企業・団体で、社内販売を通じたご支援をいただいた。また書き損じハガキや家庭に眠る不要物の買い取り金額を通じた寄付など、さまざまな形のご提案も積極的に行い、さらなるご支援につながった。

5 収益事業

実績　チャリティイベントは、4月27日に紀尾井ホールでギタリスト・村治佳織さん、村治奏一さん、川久保賜紀さんのご協力による「3.11被災者のためのチャリティコンサート」を、天皇皇后両陛下ご来臨のもと開催した。入場者771人、純益と当日のご寄付合計は2,058,115円
チャリティ商品については、絵本『地雷ではなく花をください』誕生から20年を記念し、絵本『サニーちゃん、シリアへ行く』を自由国民社より出版した。著者である理事長の長有紀枝が、新聞・雑誌8紙に取材されたほか、NHKの番組「視点・論点」などに出演し、絵本を紹介した。また、熊本および鎌倉の葉祥明美術館で絵本の原画展が開催され、期間中に開催されたイベントに長が登壇した。チャリティチョコレートは、引き続き六花亭製菓株式会社に製造を依頼し、内容をカラフルマンス・マンスショコラからミルクチョコとホワイトチョコの2種類にリニューアルした。新聞21紙に紹介記事が掲載された。チャリティ商品、チャリティチョコレートを通じて、新規支援者約500人の獲得につながった。

6 支援者対応

実績　AC広告が2年目と継続していることで、新規の問い合わせが前年以上に増加した。丁寧・迅速な対応や、寄付金の使途について適時の報告に努め、新規の問い合わせから随時の寄付やマンスリーサポーターの申し込みに多数つなげることができた。またAC広告ポスターの掲示は前年度を上回る協力の申し出があり、支援者の間にAARがAC広告を行っている団体であるとの認識が広まっていることが示された。支援に際しての個々の思いを伝えてくれる方には、極力その気持ちを受け止めていることが分かるよう礼状や送付物の内容を工夫し、AARを選んでよかったと思ってもらえる対応を心掛けた。

7 募金活動

実績　夏と冬の2回、活動全般に対する募金のキャンペーンを実施したほか、災害時支援では、4月に発生した熊本地震、6月にスーダンで発生した水害被害、10月にハイチで発生した大型ハリケーンの被災者支援に対する緊急募金を呼び掛けた。難民支援に関しては、8月からウガンダにおける南スーダン難民支援、2017年2月からアフガン帰還民支援に対する緊急募金アピールを行った。2017年1月10日から1月末までの期間は、「シリアの子どもにお年玉を」と題した募金キャンペーンを実施し、避難生活の長期化するシリア難民・避難民に対する関心の喚起と、寄付の呼びかけを行った。

寄付方法としては、毎月定額を自動で引き落とすマンスリーサポーターの募集に力を入れた一方、自宅で眠っている物品による寄付、チャリティ商品の購入等、手軽にできる寄付プログラムも用意し、支援者の希望に合わせて紹介、提案をした。

それらの結果、2016年度はのべ28,662件、363,507,419円のご寄付をいただいた。2016年末時点の正会員は176人、協力会員は696人、マンスリーサポーター数は1,485人である。

8 NGO相談員

実績　外務省からの委託を受け、NGOや国際協力に関する一般市民、企業、学生、メディアなどからの相談・質問への対応業務を実施した。2016年4月から2017年3月末までに、834件の相談・質問に対応した。シリア難民をはじめとする難民問題への相談・質問が多く、AARの知見を還元することができた。出張サービスでは、これを活用し、当会アフガニスタン事務所現地職員が離島の小学校を訪問し、絵の作成を通じた子どもたちの心の交流を実現させ、地域の小さな学校でもできる国際協力について、行政や外務省に対し参考事例を示すことができた。また外務省に対しては、相談者が当会に相談したことを契機に国際協力に取り組んだ事例や、相談対応に際して質問への回答のみにとどまらず、問題の背景やNGOの活動について詳細を説明していることを報告し、一般市民の国際協力の促進にNGOが欠かせない役割を担っていることへの理解を促した。

事業実施体制

実績　海外17ヵ国、東北、および熊本において、43支援事業を実施した。年度末の職員数は73人。（国内：43人、海外駐在員30人）。これに加えて、海外事務所の現地職員160人で事業を実施した。海外事務所には、従来同様、それぞれ複数の職員を派遣することで安定的な事業の推進と駐在員の心身の健康維持を図った。

9月には海外駐在員の約半数、東北職員、東京職員が集まって、研修と会議を行い、より質の高い支援が実施できるよう議論した。

前年に導入した危険地などで活動する駐在員のメンタルケア面談制度は、一年が経過したのを機に、対応する臨床心理士を男性、女性、いずれも選べるようにするなど、より使いやすい制度に改良し、駐在員の心のケアに配慮した。

東京事務局では、会報発送、啓発イベント開催などの活動に約50人のボランティアが積極的に参加した。また、2013年度から開始したファンドレイジングボランティアも新しい趣向の企画によるイベントを開催した。

「社会福祉法人さぽうと21」と協働で東北支援を実施するなど、各分野の他団体との協力しながら、国内および海外での活動を進めた。

説明責任や情報公開など社会的責任に関する国際規格「ISO26000」を活用し、説明責任や透明性、労働慣行や人権・環境面に配慮した活動という観点から、組織の課題を検討し、組織の意思決定に関する規程などに反映した。

首都直下型地震を想定した事業継続のための拠点として佐賀市に事務所を開設した。佐賀事務所は平時においては国際理解教育事業等の拠点として活用する。

2016年度主催イベント一覧

日付	イベント名	会場	来場者数
2016年4月17日（日）	FUNVO企画「東京まるっとイスラム体験〜ハラールランチとモスク見学〜」	柏木地域センター、東京ジャーミー	30人
2016年4月27日（水）	3.11被災者のためのチャリティコンサート	紀尾井ホール	771人
2016年5月9日（月）	熊本地震　緊急報告会	AAR6階 交流スペース	18人
2016年5月12日（木）	報告会「翻弄されるギリシャの難民はいま」	AAR6階 交流スペース	48人
2016年5月30日（月）	シリア難民支援報告会― その苦しみと希望を日々見つめて	AAR6階 交流スペース	54人
2016年6月14日（火）	『難民の日』トークイベント 「吹き荒れる暴力〜テロの背景にあるもの〜」	共同通信会館	96人
2016年7月10日（日）	FUNVO企画 「アウトドアで中東料理！ シリアを身近に感じよう」	舎人公園 バーベキュー広場	11人
2016年7月28日（木）	シンポジウム 「南スーダン独立5年：新しい国造りは 挫折したのか」	日本教育会館 7階中会議室	125人
2016年7月30日（土）	FUNVO企画 映画「グッド・ライ〜いちばん優しい嘘〜」 上映会＆トークイベント	東京ウィメンズプラザ ホール	124人
2016年8月10日（水）	夏休み子どもイベント 「ワタシが難民になったら…」	AAR6階 交流スペース	45人
2016年10月13日（木）	トークイベント 「変わりゆく世界の難民問題」	大阪大学中之島センター 佐治敬三メモリアルホール	118人
2016年10月15日（土）	感謝の集い	日本橋浜町Fタワープラザ	63人
2016年11月4日（金）	佐賀事務所開設記念イベント 「シリアー難民の現実と私たちにできることー」	佐賀県国際交流プラザ	76人
2016年11月12日（土）	シンポジウム 「再燃する地雷・クラスター爆弾問題」	TKP市ヶ谷 カンファレンスセンター ホール3B	113人
2016年12月8日（木）	ハイチ・ハリケーン　緊急報告会	AAR6階 交流スペース	22人
2017年1月17日（火）	南スーダン難民支援報告会― ウガンダの受け入れのかたちと、難民の今	AAR6階 交流スペース	69人
2017年3月12日（日）	震災から6年「知ってほしい、 あなたのそばにいる避難者のこと」	AAR6階 交流スペース	54人

第2号議案　平成28年度（2016年度）決算報告

資金収支計算書　自平成28年（2016年）4月1日　至平成29年（2017年）3月31日

収入の部

科　目		2016年度決算 金額（円）	構成比（%）	2016年度予算 金額（円）	対比（決算-予算） 金額（円）
一般勘定					
会費					
正会員		1,036,000			
協力会員		3,325,000			
	計	4,361,000	0.27%	5,000,000	-639,000
寄付					
寄付金		363,507,419			
	計	363,507,419	22.16%	360,000,000	3,507,419
補助金等（注1）					
国内資金					
民間資金					
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(注2)		42,191,687	（熊本地震、緊急支援①②）		
その他民間資金 3件（注3）		4,839,296	（カンボジア②、ミャンマー①、ザンビア①、東日本大震災）		
民間資金　小計		47,030,983	2.87%	28,500,000	18,530,983
公的資金					
外務省日本NGO連携無償資金協力		243,565,268	（ラオス④、カンボジア①、ミャンマー④、パキスタン①、タジキスタン①、スーダン①、ケニア①、ザンビア①）		
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(注2)		830,613,891	（ミャンマー③、アフガニスタン①、トルコ①②、シリア①②、ケニア①、ウガンダ②、緊急支援②）		
佐賀県		1,000,000	（佐賀事務所経費）		
公的資金　小計		1,075,179,159	65.56%	1,232,200,000	-157,020,841
国内資金　小計		1,122,210,142	68.43%	1,260,700,000	-138,489,858
海外資金					
国際連合人道問題調整事務所（UNOCHA）		37,647,215	（シリア②）		
国際連合地雷対策サービス部（UNMAS）		22,896,920	（スーダン②）		
国際連合世界食糧計画（WFP）		8,656,155	（ラオス③）		
国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）		41,300	（トルコ①）		
海外助成団体 3件（注4）		14,533,365	（ミャンマー⑤、スーダン①、熊本地震）		
海外資金　小計		83,774,955	5.11%	102,700,000	-18,925,045
	計	1,205,985,097	73.54%	1,363,400,000	-157,414,903
その他収入					
受託収入		38,137,819	（ラオス①、ミャンマー①、アフガニスタン③、東日本大震災）		
受取利息		145,553			
雑収入		5,544,295			
その他の収入		481,622	車両売却・参加費収入		
	計	44,309,289	2.70%	2,000,000	42,309,289
一般勘定収入合計		1,618,162,805	98.67%	1,730,400,000	-112,237,195
収益勘定（注5）					
チャリティグッズ・イベント等売上		20,546,637	1.25%		
受託収入・著作権等		1,319,676	0.08%		
収益勘定収入合計		21,866,313	1.33%	22,300,000	-433,687
当期収入合計	（A）	1,640,029,118	100.00%	1,752,700,000	-112,670,882
前期繰越収支差額		502,106,296		502,106,296	
収入合計額		2,142,135,414		2,254,806,296	

※注記 本資金収支計算書は、特定非営利活動法人難民を助ける会が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間において行ったすべての活動の資金収支の結果について資金提供者に報告・開示するために作成するものであり、特定非営利活動法人難民を助ける会の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を表示することを目的とした財務諸表に相当するものではない。資金の範囲及び認識は、以下の通りである。（1）資金の範囲として、流動資産は現預金・売掛金・立替金・前払金・未収金とし、流動負債は未払金・前受金・預り金とする。（2）資金項目と資金項目以外の項目との間の取引を収支または支出として計上し、資金項目相互間の取引については、これを単なる資金項目間の取引として認識し、収入又は支出として計上しない。

支出の部

科　目		2016年度決算 金額（円）	構成比（%）	2016年度予算 金額（円）	対比（決算 - 予算） 金額（円）
一般勘定					
支援事業					
海外プロジェクト（注6）		1,348,009,405	78.51%	1,510,600,000	-162,590,595
国内プロジェクト					
東日本大震災被災者支援		102,274,295	5.96%	101,400,000	874,295
東北・関東水害被災者支援		1,254,558	0.07%	1,900,000	-645,442
熊本地震被災者支援		60,072,492	3.50%	45,000,000	15,072,492
台風10号・東北水害被災者支援		523,552	0.03%		523,552
国内災害対応（佐賀事務所を含む）		10,779,345	0.63%	9,600,000	1,179,345
	計	1,522,913,647	88.70%	1,668,500,000	-145,586,353
提言・発信					
調査・研究		1,587,503	0.09%	3,500,000	-1,912,497
地雷廃絶キャンペーン		1,101,344	0.06%	3,600,000	-2,498,656
キラーロボット反対キャンペーン		1,005,909	0.06%	2,500,000	-1,494,091
障がい者支援		2,213,026	0.13%	3,200,000	-986,974
啓発（国際理解教育）		2,927,719	0.17%	4,300,000	-1,372,281
	計	8,835,501	0.51%	17,100,000	-8,264,499
広報・ファンドレイジング					
広報活動		81,027,339	4.72%	86,500,000	-5,472,661
渉外		6,164,795	0.36%	9,400,000	-3,235,205
	計	87,192,134	5.08%	95,900,000	-8,707,866
固定資産取得支出					
車両購入等（熊本・ルサカ）		6,293,695	0.37%		
備品購入（佐賀事務所・海外）		2,141,459	0.12%		
敷金・保証金（佐賀事務所）		340,000	0.02%		
	計	8,775,154	0.51%	0	8,775,154
管理費（注7）					
人件費		32,758,454	1.91%	27,300,000	5,458,454
その他管理費		24,226,544	1.41%	33,000,000	-8,773,456
	計	56,984,998	3.32%	60,300,000	-3,315,002
その他支出					
ふるさと納税返礼品（佐賀事務所）		1,847,493	0.11%		
前期修正損		2,395,060	0.14%		
為替評価損（注8）		9,196,641	0.54%		
	計	13,439,194	0.79%	0	13,439,194
一般勘定支出合計		1,698,140,628	98.91%	1,841,800,000	-143,659,372
収益勘定（注9）					
チャリティグッズ・イベント等仕入		10,413,438	0.61%		
販売管理費		8,300,459	0.48%		
収益勘定支出合計		18,713,897	1.09%	21,000,000	-2,286,103
当期支出合計	(B)	1,716,854,525	100.00%	1,862,800,000	-145,945,475
次期繰越収支差額		425,280,889		392,006,296	
支出合計		2,142,135,414		2,254,806,296	

当期収支差額	(A-B) = (C)	-76,825,407	
前期繰越収支差額	(D)	502,106,296	
次期繰越収支差額	(C+D) = (E)	425,280,889	（注10）

注1：申請書を提出して事業費の助成を受けたもの。その他の団体からのご寄付は、個人からのご寄付と合わせて「寄付金」に計上
注2：ジャパン・プラットフォームからの補助金は、民間企業資金を財源とするものは民間資金、政府供与資金（外務省）を財源とするものは公的資金として計上
注3：その他民間資金については、32頁の「その他民間資金明細（国内）」を参照
注4：詳細は32頁の「海外助成団体明細」を参照
注5：詳細は32頁の「収益勘定収支明細」を参照
注6：詳細は33頁の「海外プロジェクト費明細」を参照
注7：詳細は33頁の「一般勘定管理費明細」を参照
注8：取引によるものではなく外貨を円換算したことによる
注9：詳細は32頁の「収益勘定収支明細」を参照
注10：うち指定寄付分103,021,154円

附属明細書

収益勘定収支明細　自平成28年（2016年）4月1日　至平成29年（2017年）3月31日

収入の部

科　目		2016年度決算		2016年度予算	対比（決算-予算）
		金額（円）	構成比（%）	金額（円）	金額（円）
チャリティグッズ・イベント等売上					
コンサート・イベント		7,107,500		7,000,000	107,500
チャリティ・グッズ		11,566,525		13,400,000	-1,833,475
受託収入（注11）		1,872,612		1,700,000	172,612
	計	20,546,637	94.0%	22,100,000	-1,553,363
その他					
著作権等収入		1,196,338		200,000	996,338
雑収入		123,275		0	123,275
受取利息		63		0	63
	計	1,319,676	6.0%	200,000	1,119,676
収入合計	(H)	21,866,313	100.0%	22,300,000	-433,687

支出の部

科　目		2016年度決算		2016年度予算	対比（決算-予算）
		金額（円）	構成比（%）	金額（円）	金額（円）
チャリティグッズ・イベント等仕入・費用					
コンサート・イベント		2,901,646		2,700,000	201,646
チャリティ・グッズ		7,698,117		7,800,000	-101,883
受託支出		75,200		0	75,200
他勘定振替		-261,525		0	-261,525
	計	10,413,438	55.6%	10,500,000	-86,562
販売管理費（注12）					
人件費		5,518,817		5,600,000	-81,183
販売費及び一般管理費		2,781,642		4,900,000	-2,118,358
	計	8,300,459	44.4%	10,500,000	-2,199,541
支出合計	(I)	18,713,897	100.0%	21,000,000	-2,286,103

当期経常収支差額	(H-I) = (J)	3,152,416

注11：外務省NGO相談費

注12：詳細は33頁の「収益勘定管理費明細」を参照

その他民間資金明細（国内）

団体名	金額（円）
ILBS国際福祉協会	839,296
公益財団法人住友財団	3,000,000
公益財団法人テルモ生命科学芸術団	1,000,000
計	4,839,296

海外助成団体明細

団体名	金額（円）
Development alternatives Inc.	875,167
Japan Society	5,543,750
Japan Tabacco International	8,114,448
計	14,533,365

海外プロジェクト費明細

科　目		2016年度決算 金額（円）	2016年度予算 金額（円）	対比(決算-予算) 金額（円）	
ラオス					
①障がい者の小規模起業支援		18,809,011	19,300,000	-490,989	
②車いすバスケットボール普及支援		1,511,583	1,500,000	11,583	
③学校給食支援		9,425,075	8,000,000	1,425,075	
④山岳地域 母子保健サービス強化		26,068,168	57,500,000	-31,431,832	(a)
	計	55,813,837	86,300,000	-30,486,163	
カンボジア					
①障がい児のためのインクルーシブ教育推進		29,396,931	35,100,000	-5,703,069	
②車いす普及支援		1,157,498	2,600,000	-1,442,502	
	計	30,554,429	37,700,000	-7,145,571	
ミャンマー					
①障がい者職業訓練校および就労支援体制強化		21,881,966	45,100,000	-23,218,034	(b)
②ミャンマー子どもの未来（あした）里親制度		2,922,317	1,600,000	1,322,317	
③水衛生・基礎インフラ改善支援		11,119,705	5,700,000	5,419,705	
④障がい者生活環境改善		19,092,803	29,800,000	-10,707,197	(c)
⑤地雷被害者を含む国内避難民への生計支援		605,181	1,100,000	-494,819	
	計	55,621,972	83,300,000	-27,678,028	
ネパール					
①カトマンズ周辺地域における障がい者支援		9,806,230	10,100,000	-293,770	
	計	9,806,230	10,100,000	-293,770	
インド					
①カシミールにおける女性支援		1,360,702	1,800,000	-439,298	
	計	1,360,702	1,800,000	-439,298	
パキスタン					
①女子小学校の学習・衛生環境改善		47,397,275	73,600,000	-26,202,725	(d)
	計	47,397,275	73,600,000	-26,202,725	
アフガニスタン					
①地域主体型の地雷回避および障がい者支援		71,631,565	80,700,000	-9,068,435	
②地雷・不発弾除去支援		5,836,630	7,200,000	-1,363,370	
③アフガニスタン市民社会の能力強化		1,147,471	1,000,000	147,471	
	計	78,615,666	88,900,000	-10,284,334	
タジキスタン					
①障がい児インクルーシブ教育推進		39,779,487	47,500,000	-7,720,513	
②障がい者協会縫製部門の組織化と起業支援		778,194	1,800,000	-1,021,806	
	計	40,557,681	49,300,000	-8,742,319	
トルコ					
①シリア難民に対する複合的支援		202,968,521	219,200,000	-16,231,479	
②イスタンブール市における個別支援		14,290,037	0	14,290,037	(e)
	計	217,258,558	219,200,000	-1,941,442	
シリア					
①食糧配付		416,066,206	378,500,000	37,566,206	(f)
②地雷・不発弾回避教育		40,960,493	61,100,000	-20,139,507	(g)
③戦争残存物に関する情報収集・調査		1,126,800	1,400,000	-273,200	
	計	458,153,499	441,000,000	17,153,499	
ギリシャ					
①保護者のいない未成年難民の保護		1,408,877	4,100,000	-2,691,123	
	計	1,408,877	4,100,000	-2,691,123	
スーダン					
①水衛生環境改善		52,168,961	50,800,000	1,368,961	
②地雷回避教育		26,150,211	32,100,000	-5,949,789	
③感染症（マイセトーマ）対策		868,900	1,000,000	-131,100	
	計	79,188,072	83,900,000	-4,711,928	
ケニア					
①カクマ難民キャンプにおける中等教育支援		82,730,256	112,300,000	-29,569,744	(h)
	計	82,730,256	112,300,000	-29,569,744	
ウガンダ					
①地雷被害者生計支援		3,214,251	4,500,000	-1,285,749	
②難民キャンプ・居住地 水衛生・教育支援		74,476,854	60,000,000	14,476,854	(i)
	計	77,691,105	64,500,000	13,191,105	
ザンビア					
①母子保健		63,227,379	78,100,000	-14,872,621	(j)
②エイズ遺児就学支援		1,315,368	2,400,000	-1,084,632	
③元難民現地統合化支援		2,202,732	45,800,000	-43,597,268	(k)
	計	66,745,479	126,300,000	-59,554,521	
ジンバブエ					
①手漕ぎ三輪車普及支援事業形成調査		0	1,900,000	-1,900,000	(l)
	計	0	1,900,000	-1,900,000	
ハイチ					
①障がい児就学支援		6,048,658	5,500,000	548,658	
	計	6,048,658	5,500,000	548,658	
バヌアツ					
①簡易医療サービス支援		532,400	900,000	-367,600	
	計	532,400	900,000	-367,600	
緊急支援他					
①ハイチ共和国ハリケーン被災者支援		30,752,617			
②アフガニスタン帰還民支援		6,574,018			
③スーダン水害被災者支援		1,198,074			
	計	38,524,709	20,000,000	18,524,709	
海外プロジェクト費合計		1,348,009,405	1,510,600,000	-162,590,595	

一般勘定管理費明細

内　訳		2016年度決算 金額（円）	
人件費			
給料手当		24,800,833	
法定福利費・厚生費		4,837,621	
退職給付費用		3,120,000	※
	計	32,758,454	
その他管理費			
家賃・管理費		14,244,654	
通信費		837,524	
水道光熱費		848,497	
機器保守メンテナンス料		615,446	
リース料		489,888	
消耗品・備品		984,936	
支払手数料		1,164,287	
支払報酬料		1,434,684	
印刷費		614,895	
賃借料（倉庫料）		1,091,748	
駐在員会議費用		1,015,253	
交通費ほか		884,732	
	計	24,226,544	
一般勘定管理費合計		56,984,998	

※中退共・退職金

収益勘定管理費（販売管理費）明細

内　訳		2016年度決算 金額（円）
販売費および一般管理費		
給与手当		5,145,221
法定福利費		373,596
家賃・管理費		1,578,209
機器保守メンテナンス		58,186
支払報酬料		111,228
通信費		71,372
租税公課		662,400
リース料		54,432
その他		245,815
	計	8,300,459

管理費合計 （一般勘定＋収益勘定）	65,285,457

差異説明

(a) 現地政府からの活動許可取得に時間を要したため。
(b) 現地政府との調整が難航したため。
(c) 助成金の承認が遅れ、事業の開始が遅れたため。
(d) 計画していた助成金が獲得できなかったため。
(e) イスタンブール市内でのシリア難民増加に対応するため。
(f) 前年度で予定していた支出が年度当初にずれ込んだため。
(g) 予算上の経費の一部を事業①負担分として計算したため。
(h) 計画した助成金の一部に承認の遅れが生じたため。
(i) 計画後の調査を経て事業規模を拡大したため。
(j) 為替等の影響で支出が少なくなったため。
(k) 事業の開始が遅れたため。
(l) 協力団体の辞退を受け、計画を再検討し、中止したため。

独立監査人の監査報告書

平成２９年５月１７日

特定非営利活動法人　難民を助ける会
　理事長　長（志邨）有紀枝　殿

明治アーク監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　松田信彦



当監査法人は、特定非営利活動法人難民を助ける会の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの資金収支計算書及びその附属明細書について監査を行った。

資金収支計算書等に対する理事者の責任

理事者の責任は、注記に記載された会計の基準に準拠して資金収支計算書及びその附属明細書を作成することにあり、また、資金収支計算書及びその附属明細書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない資金収支計算書及びその附属明細書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から資金収支計算書及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に資金収支計算書及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、資金収支計算書及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による資金収支計算書及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、資金収支計算書及びその附属明細書の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め資金収支計算書及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の資金収支計算書及びその附属明細書が、すべての重要な点において、注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

資金収支計算書作成の基礎

注記に記載されているとおり、資金収支計算書は、特定非営利活動法人難民を助ける会が平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの期間において行ったすべての活動の資金収支の結果について資金提供者に報告・開示するために注記に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

貸借対照表　平成29年（2017年）3月31日現在

資産の部

	科　　目	金　額（円）
流動資産		
	現金預金	821,668,582
	売掛金	293,137
	未収金	9,270,507
	前払金	3,050,512
	貯蔵品	2,708,420
	棚卸資産	2,996,979
流動資産合計		839,988,137
有形固定資産（注1）		
	車両	11,240,818
	備品	3,805,334
	建物	29,186,305
投資その他の資産		
	敷金	8,675,260
固定資産合計		52,907,717
資産合計		892,895,854

負債および正味財産の部

	科　　目	金　額（円）
負債		
流動負債		
	前受金（注2）	367,895,233
	未払金	35,436,616
	預り金	5,488,300
	未払法人税等	181,700
流動負債合計		409,001,849
固定負債		
	退職給付引当金	8,385,000
固定資産合計		8,385,000
負債合計		417,386,849
一般正味財産		
	前期繰越一般正味財産	404,429,588
	一般正味財産増減額	-25,392,921
一般正味財産合計		379,036,667
指定正味財産（注3）		
	前期繰越指定正味財産	130,879,755
	指定正味財産増減額	-34,407,417
指定正味財産合計		96,472,338
正味財産合計		475,509,005
負債および正味財産合計		892,895,854

注1：有形固定資産：コンピューター20台（含 サーバー）・車両3台・その他備品8台以外は、海外事務所保有資産
注2：当期中に受け入れた補助金等の未使用額
注3：東日本震災関連

財産目録　平成29年（2017年）3月31日現在

資産の部

科　目			金　額（円）
流動資産			
	現金預金		
		現金（東京事務所）	568,594
		預金（東京事務所普通預金32口座）	373,647,613
		預金（東京事務所郵便振替6口座）	206,866,922
		国内現預金（東北・佐賀事務所）	1,075,894
		海外現預金（海外15事務所）	239,509,559
		計	821,668,582
	売掛金		
		個人・法人（物販）	293,137
		計	293,137
	未収金		
		カブール事務所送金未着	8,950,972
		外務省NGO相談員費	319,535
		計	9,270,507
	前払金		
		海外事務所家賃保証金等	3,010,512
		職員出張前渡し	40,000
		計	3,050,512
	貯蔵品		
		切手	871,403
		ふるさと納税返礼品	1,837,017
		計	2,708,420
	棚卸資産		
		チャリティグッズ	2,996,979
		計	2,996,979
流動資産合計			839,988,137
有形固定資産（注1）			
	車両		
		乗用車・トラック18台	11,240,818
		計	11,240,818
	備品		
		コンピューター32台、発電機17台、無線機他39台	3,805,334
		計	3,805,334
	建物		
		ザンビア・ルサカ事務所　図書館	649,009
		ケニアカクマ事務所　宿舎	28,537,296
		計	29,186,305
投資その他の資産			
	敷金		
		ミズホビル	7,835,260
		仙台事務所	450,000
		相馬連絡所	50,000
		佐賀事務所	340,000
		計	8,675,260
固定資産合計			52,907,717
資産合計			892,895,854

注1：有形固定資産：コンピューター20台（含 サーバー）・車両3台・その他備品8台以外は、海外事務所保有資産

負債および正味財産の部

科　目			金　額（円）
負債			
流動負債			
	前受金（注2）		
		特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（2016年度事業費）	97,611,370
		外務省日本NGO連携無償資金協力（2016年度事業費）	257,004,328
		国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）	13,279,535
		計	367,895,233
	未払金		
		社会保険料事業主負担分	3,005,148
		特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（事業費返還金）	17,210,288
		外務省日本NGO連携無償資金協力（事業費返還金）	13,205,680
		消費税（物販・コンサート・受託事業）	2,015,500
		計	35,436,616
	預り金		
		社会保険料	2,921,402
		源泉所得税	380,071
		住民税	530,300
		海外事務所源泉所得税	1,192,172
		協力者預り金（パキスタン事務所）	464,355
		計	5,488,300
	未払法人税等		
		法人税・法人地方税	181,700
		計	181,700
流動負債合計			409,001,849
固定負債			
	退職給付引当金		8,385,000
固定負債合計		計	8,385,000
負債合計			417,386,849
一般正味財産			
	前期繰越一般正味財産		404,429,588
	一般正味財産増減額		-25,392,921
一般正味財産合計			379,036,667
指定正味財産（注3）			
	前期繰越指定正味財産		130,879,755
	指定正味財産増減額		-34,407,417
指定正味財産合計			96,472,338
正味財産合計			475,509,005
負債および正味財産合計			892,895,854

注2；当期中に受け入れた補助金等の未使用額
注3；東日本震災関連

平成28年度（2016年度）活動計算書

平成28年（2016年）4月1日から平成29年（2017年）3月31日まで

（単位：円）

科　　目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合　　計
一般正味財産増減の部			
Ⅰ　経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	1,036,000		1,036,000
協力会員受取会費	3,325,000		3,325,000
2 受取寄付金			
受取寄付金	283,603,232		283,603,232
受取寄付金等振替額	117,311,604		117,311,604
資産受贈益	4,601,679		4,601,679
3 受取助成金等			
民間助成金	16,372,661		16,372,661
公的助成金	1,186,612,436		1,186,612,436
4 事業収益			
イベントの開催		7,107,500	7,107,500
物品の販売		11,566,525	11,566,525
受託収益	38,137,819	1,872,612	40,010,431
その他の事業収益		1,196,338	1,196,338
5 その他収益			
受取利息	145,553	63	145,616
雑収入	5,789,795	123,275	5,913,070
経常収益計	1,656,935,779	21,866,313	1,678,802,092
Ⅱ　経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費（国内外職員）			
給料手当	267,279,047	5,145,221	272,424,268
退職給付費用	1,895,000		1,895,000
法定福利費	33,904,889	373,596	34,278,485
福利厚生費	2,537,416		2,537,416
人件費計	305,616,352	5,518,817	311,135,169
(2) その他経費			
海外人件費（海外現地雇用）	141,281,134		141,281,134
直接事業費（配付・機材・支援）	1,021,960,125	2,397,184	1,024,357,309
渡航費	58,600,682		58,600,682
旅費交通費	14,785,272	260,098	15,045,370
減価償却費	7,115,339		7,115,339
印刷製本費	7,316,185	946,782	8,262,967
宣伝広告費	20,148,412	57,232	20,205,644
通信運搬費	13,430,951	736,376	14,167,327
賃借料	8,929,956	1,578,209	10,508,165
支払報酬・手数料	22,139,598	305,137	22,444,735
売上原価		5,086,170	5,086,170
その他費目	11,173,908	1,196,130	12,370,038
その他経費計	1,326,881,562	12,563,318	1,339,444,880
事業費計	1,632,497,914	18,082,135	1,650,580,049

2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	24,800,833		24,800,833
退職給付費用	2,290,000		2,290,000
法定福利費	4,332,117		4,332,117
福利厚生費	505,504		505,504
人件費計	31,928,454	0	31,928,454
(2) その他経費			
消耗品・備品費	984,936		984,936
水道光熱費	848,497		848,497
通信運搬費	837,524		837,524
賃借料	15,336,402		15,336,402
旅費交通費	1,328,402		1,328,402
支払報酬・手数料	2,599,151		2,599,151
減価償却費	224,589		224,589
諸会費	111,300		111,300
その他の費目	2,271,332		2,271,332
その他経費計	24,542,133	0	24,542,133
管理費計	56,470,587	0	56,470,587
3 その他の費用			
前期修正損	2,395,060		2,395,060
為替評価損	9,196,641		9,196,641
その他の費用計	11,591,701	0	11,591,701
経常費用計	1,700,560,202	18,082,135	1,718,642,337
当期経常増減額	-43,624,423	3,784,178	-39,840,245
III 経常外収益			
固定資産取得益	14,346,167		14,346,167
固定資産売却益	236,121		236,121
経常外収益計	14,582,288	0	14,582,288
IV 経常外費用			
固定資産除却損	25,264		25,264
経常外費用計	25,264	0	25,264
経理区分振替額	3,674,478	-3,674,478	0
税引前当期正味財産増減額	-25,392,921	109,700	-25,283,221
法人税、住民税及び事業税		109,700	109,700
当期一般正味財産増減額	-25,392,921	0	-25,392,921
前期繰越一般正味財産額			404,429,588
次期繰越一般正味財産額			379,036,667
指定正味財産増減の部			
受取寄付金			79,904,187
資産受贈益			
受取補助金等			3,000,000
一般正味財産への振替額			-117,311,604
当期指定正味財産増減額			-34,407,417
前期繰越指定正味財産額			130,879,755
次期繰越指定正味財産額			96,472,338
正味財産期末残高			475,509,005

平成28年度（2016年度）　計算書類の注記

平成28年（2016年）4月1日から平成29年（2017年）3月31日まで

1.重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日　2011年11月20日一部改正　NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1）棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は最終仕入原価法によっています。

（2）固定資産の減価償却の方法

有形・無形固定資産の減価償却は定額法によっています。

（3）引当金の計上基準

・退職給付引当金

従業員の将来の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務金額に基づき当期末において発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

（4）消費税等の会計処理

消費税等は税込金額により処理しています。

2.事業別損益の状況（指定正味財産を含む）

科　　目	難民等への緊急援助・支援活動ならびに国際協力活動	難民等の就職、世話活動ならびに支援活動	人権の擁護及び平和の推進を図るための情報収集ならびに啓発活動	イベントの開催
Ⅰ経常収益				
1 受取会費				
2 受取寄附金	186,372,875	15,494,675	11,135,003	
3 受取助成金等	1,141,593,161	63,391,936	1,000,000	
4 事業収益	2,478,917	35,651,726	252,676	7,107,500
5 その他収益	3,902,502	1,524,574	262,772	
経常収益計	1,334,347,455	116,062,911	12,650,451	7,107,500
Ⅱ経常費用				
（1）人件費（国内外職員）				
給料手当	190,415,603	29,662,970	47,200,474	1,783,371
退職給付費用	1,895,000			
法定福利費	23,748,630	3,519,063	6,637,196	153,174
福利厚生費	1,998,741	7,560	531,115	
人件費計	218,057,974	33,189,593	54,368,785	1,936,545
（2）その他経費				
海外人件費（海外現地雇用）	130,477,414	10,803,720		
直接事業費	971,179,235	50,494,351	286,539	2,397,184
渡航・旅費交通費	61,769,018	8,004,977	3,611,959	12,812
賃借料	5,621,670		3,308,286	647,066
通信運搬費	4,654,086	186,986	8,589,879	218,070
減価償却費	6,544,951	24,868	545,520	
支払報酬・手数料	15,270,570	631,273	6,237,735	239,512
印刷製本費	295,272		7,020,913	56,722
宣伝広告費			20,148,412	
売上原価				
その他の費目	19,357,596	24,215	3,383,818	418,542
その他経費計	1,215,169,812	70,170,390	53,133,061	3,989,908
（3）その他の費用				
経常費用計	1,433,227,786	103,359,983	107,501,846	5,926,453
当期経常増減額	-98,880,331	12,702,928	-94,851,395	1,181,047

（単位：円）

科　　目	物品、書籍の販売	業務受託事業	事業部門計	管理部門	合計
Ⅰ 経常収益					
1 受取会費				4,361,000	4,361,000
2 受取寄附金			213,002,553	155,106,545	368,109,098
3 受取助成金等			1,205,985,097		1,205,985,097
4 事業収益	11,566,525	1,872,612	58,929,956		58,929,956
5 その他収益	1,319,676		7,009,524		7,009,524
経常収益計	12,886,201	1,872,612	1,484,927,130	159,467,545	1,644,394,675
Ⅱ 経常費用					
(1) 人件費（国内外職員）					
給料手当	2,893,409	468,441	272,424,268	24,800,833	297,225,101
退職給付費用			1,895,000	2,290,000	4,185,000
法定福利費	184,930	35,492	34,278,485	4,332,117	38,610,602
福利厚生費			2,537,416	505,504	3,042,920
人件費計	3,078,339	503,933	311,135,169	31,928,454	343,063,623
(2) その他経費					
海外人件費（海外現地雇用）			141,281,134		141,281,134
直接事業費			1,024,357,309		1,024,357,309
渡航・旅費交通費	65,905	181,381	73,646,052	1,328,402	74,974,454
賃借料	781,213	149,930	10,508,165	15,336,402	25,844,567
通信運搬費	511,526	6,780	14,167,327	837,524	15,004,851
減価償却費			7,115,339	224,589	7,339,928
支払報酬・手数料	55,058	10,567	22,444,715	2,599,151	25,043,866
印刷製本費	890,060		8,262,967		8,262,967
宣伝広告費	57,232		20,205,644		20,205,644
売上原価	5,086,170		5,086,170		5,086,170
その他の費目	680,609	96,979	23,961,759	4,216,065	28,177,824
その他経費計	8,127,773	445,637	1,351,036,581	24,542,133	1,375,578,714
(3) その他の費用			0		0
経常費用計	11,206,112	949,570	1,662,171,750	56,470,587	1,718,642,337
当期経常増減額	1,680,089	923,042	-177,244,620	102,996,958	-74,247,662
				当期経常増減額内訳	
				一般正味財産経常増減額	-39,840,245
				指定正味財産増減額	-34,407,417

3.使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は476,327,139円ですが、そのうち104,707,318円は、下記のように使途が特定されています。したがって使途が制約されていない正味財産は371,619,821円です。

（単位：円）

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
難民等へ緊急・支援事業寄付金・助成金	145,728,585	172,338,925	213,360,192	104,707,318	翌期に使用予定の難民等への緊急・支援事業活動資金（主に東日本震災関連事業費）
難民等への緊急支援・国際協力活動支援補助金	0	1,205,985,097	1,205,985,097	0	補助金の総額1,604,296,298円のうち活動計算書に計上した額は1,205,985,097円で差額398,311,201円は未払金前受金に含めて計上してあります
合計	145,728,585	1,378,324,022	1,419,345,289	104,707,318	

4.固定資産の増減内訳

（単位：円）

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
車両	29,179,026	6,293,695	2,715,202	32,757,519	21,516,701	11,240,818
備品	21,462,641	2,141,459	1,212,724	22,391,376	18,586,042	3,805,334
建物	969,489	29,676,476	0	30,645,965	1,459,660	29,186,305
建設仮勘定	15,330,309	0	15,330,309	0	0	0
無形固定資産						
投資その他の資産						
敷金	8,335,260	340,000	0	8,675,260	0	8,675,260
合計	75,276,725	38,451,630	19,258,235	94,470,120	41,562,403	52,907,717

5.役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

（単位：円）

科目		計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
（活動計算書）			
	受取会費	4,361,000	63,000
	受取寄付金	368,109,098	1,316,290
	事業収益	21,742,975	61,758
	活動計算書計	394,213,073	1,441,048
（貸借対照表）		該当なし	該当なし
	貸借対照表計		

6.その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・事業費と管理費の按分方法
各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当、退職給付費用、福利厚生費及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。
・「事業別損益の状況」の経常収益欄で使途等が制約されてない会費・寄付金等は管理費の科目に含めています。
・事業費と管理費の按分方法
・その他の事業に係る資産の状況
・その他の事業に係る資産の残高は棚卸資産が2,996,979円です。

独立監査人の監査報告書

平成２９年５月１７日

特定非営利活動法人　難民を助ける会
　理事長　長（志邨）有紀枝　殿

明治アーク監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　松田仁言彦

当監査法人は、特定非営利活動法人難民を助ける会の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの平成２８年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、活動計算書及び計算書類に対する注記並びに財産目録について監査を行った。

計算書類等に対する理事者の責任

理事者の責任は、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して計算書類及び財産目録を作成することにあり、また、計算書類及び財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び財産目録を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及び財産目録に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び財産目録に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及び財産目録の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及び財産目録の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及び財産目録の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め計算書類及び財産目録の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及び財産目録が、すべての重要な点において、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

計算書類及び財産目録作成の基礎

計算書類に対する注記に記載のとおり、計算書類及び財産目録は、所管官庁に提出するために、「ＮＰＯ法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監事の監査報告書

2017年5月19日

特定非営利活動法人　難民を助ける会
理事長　長 有紀枝　殿

監事　田中 弥生　印

監事　山口 明彦　印

私たち監事は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、特定非営利活動法人難民を助ける会の2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで)の業務及び会計について監査を実施しました。
その結果につき、次のとおり報告します。

1.監査方法の概要

私たち監事は、理事の業務執行の状況に関する監査（業務監査）に当たっては、理事会に出席し必要と認める場合には質問を行い回答を得ました。また、経営の状況及び財産の状況に関する監査（会計監査）に当たっては、法人の経理責任者及び会計監査人から報告・説明を受け、さらに帳簿や証拠書類の閲覧・照合・質問等の合理的な保証を得るための手続きを行いました。

２．監査の結果

２．１業務監査の結果

法人の業務については、法令・定款及び法人の年度計画・事業計画等に基づき、適正に執行されていると認めます。

２．２会計監査の結果

（1）　事業報告書等は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

（2）　明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上

本年もご協力ありがとうございます

平成28（2016）年度は、28,662件におよぶ個人または団体の皆さまよりご寄付・ご協力を頂きました。ここでは、計10万円以上のご寄付・ご協力、および物品のご寄贈をくださった団体・企業をご紹介いたします。

個人の皆さまからも大変多くのご寄付を頂戴しておりますが、個人情報に配慮して団体・企業のみをご紹介させていただきます。また助成金をいただいた機関は30ページ、32ページをご参照ください。

特定非営利活動法人アースエイドソサイエティ
あすとこクリニック
KPMGあずさ監査法人
株式会社アチーブメント
アナブルベル
株式会社ECC
イオン株式会社
イオントップバリュ株式会社
イオンモール株式会社
公益財団法人イオンワンパーセントクラブ
株式会社イングラム
ヴィーブヘルスケア株式会社
特定非営利活動法人　WE21ジャパンおだわら
株式会社オートバックスセブン
大人と子供のための読みきかせの会
株式会社ガイア
花王株式会社
株式会社KATURA
かみひとねっとわーく京都事務局
キモノ工房亀岡
ギャラリーサンムーン
仰高みちの会
京都光華中学校／高等学校
ぐりんらいふ株式会社
甲賀病院
国際ソロプチミスト和歌山
国際ロータリー第2520地区
NPO法人KOKORO　訪問看護ステーションひかり
NPO越谷市タップダンスクラブ
小松市立稚松小学校
Sadobands
サポサポproject
三和パッキング工業株式会社
株式会社シーボン
株式会社GKインダストリアルデザイン
枝光会附属幼稚園
渋谷教育学園幕張高等学校
渋谷司法書士事務所
株式会社　自由計画
頌栄女子学院
スタジオワモン
学校法人 駿台学園
生活協同組合パルシステム東京
聖心会　ソフィア修道院
税理士法人あおば
株式会社セールスフォース・ドットコム
善勝寺
創価学会
Sonitus
対人地雷全面禁止推進議員連盟
大成女子高等学校
大丸商事株式会社
高野興業株式会社
タキ・オフィス
谷・阿部特許事務所
中外製薬株式会社
治療室じゅりん
株式会社　堤コンサルティング
デルタ航空会社
ドイツ語婦人会
トゥーマッチトーキョーズ
株式会社　東海ケミカル
東京海上日動火災保険株式会社
東京山王ロータリークラブ
東京シティ日本橋ロータリークラブ
東京日本橋西ロータリークラブ
東京日本橋東ロータリークラブ
東京日本橋ロータリークラブ
株式会社　虎屋
長崎市立福田中学校
ナニワ興業株式会社
日本航空高等学校
日本航空高等学校　石川
一般社団法人　日本遊技関連事業協会
日本ロレックス株式会社
沼田法律事務所
ネットワンシステムズ株式会社
公益財団法人　野村生涯教育センター
ハウジングスカイ株式会社
ハウス食品グループ本社株式会社
浜松クリスチャン・コワイア
HARIO株式会社
東日本大震災救援実行委員会
有限会社　ひなたぼっこ
平井内科クリニック
ファースト・パシフィック・キャピタル有限会社
フシミコーポレーション株式会社
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
株式会社フレクシェ
ベーカリーみゅうみゅう
鳳友コンサルティング株式会社
公益財団法人　毎日新聞東京社会事業団
株式会社マルミ電気
株式会社ミリオンインターナショナル
株式会社　ミルバ
むさしの学園小学校
明治安田生命保険相互会社
UBS証券株式会社
ユースキン製薬株式会社
リコー社会貢献クラブ・FreeWill
学校法人立教学院
れんがの街マラニック事務局
六番町くらぶ
六花亭製菓株式会社
NPO法人WARP LEE-NET
Global　Giving　Foundation
Global Giving UK
Grateful Crane Ensemble
JCCCNC（Japanese Cultural and Community Center of Northern California）
Labor Union of Hirota Precision VN Co., LTD.
Mercy ReliefLimited

第3号議案　平成29（2017）年度 事業計画　　2017年4月1日～2018年3月31日

AAR Japan[難民を助ける会]は、2017年度も政治、思想、宗教に中立の立場を貫きつつ、海外14ヵ国で30事業を、日本国内では、引き続き東日本大震災および熊本地震被災者支援を実施する。

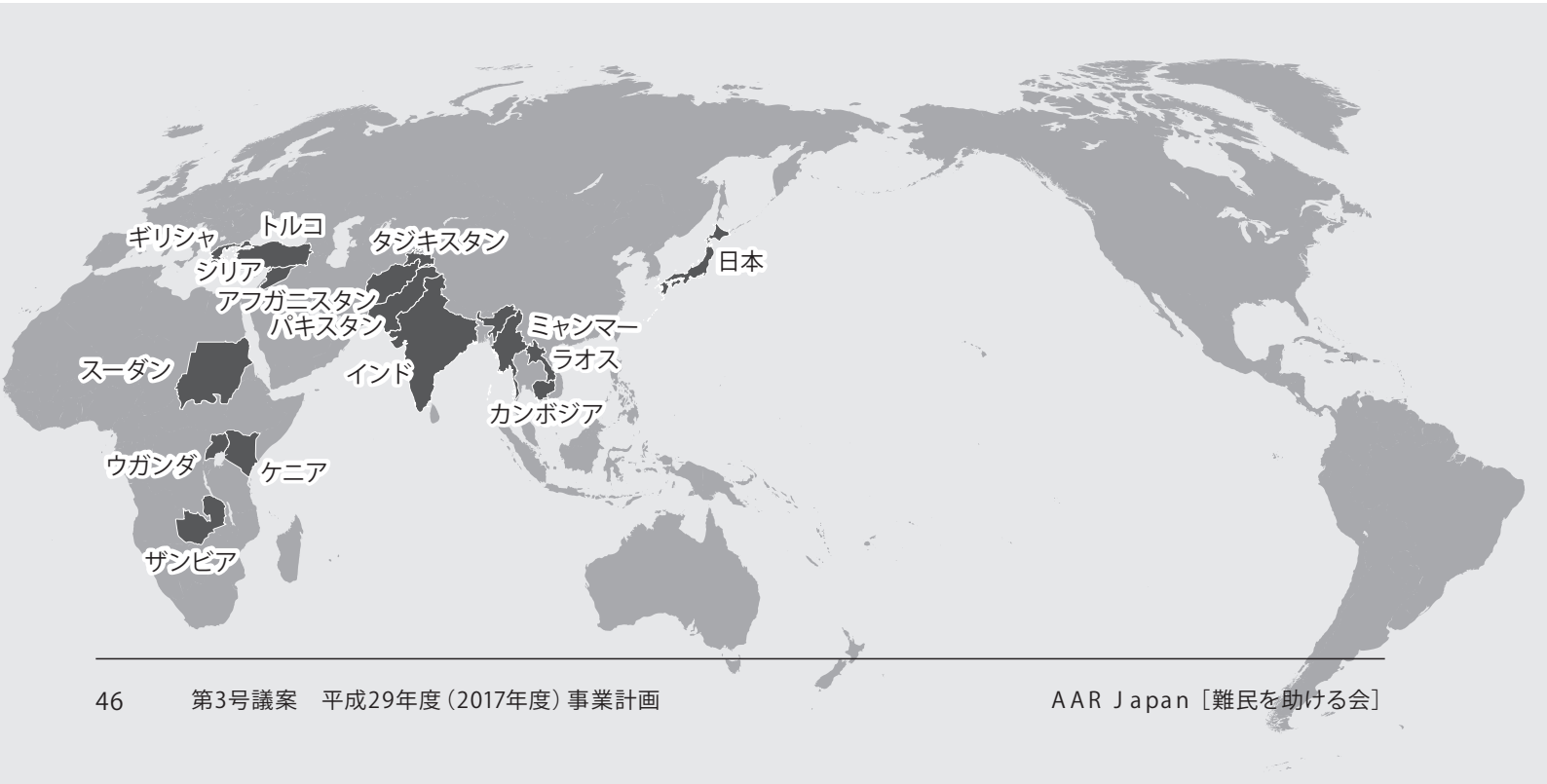
海外では、シリア国内避難民に対する食糧配付など、これまでの事業を継続するとともに、3月に開始したザンビアのメヘバ元難民再定住地において、住民との共生を促進する新規事業を本格的に進めていく。ラオスでは、前年度にパイロット事業として開始した栄養価に富む給食の提供事業を本格化させる。

東日本大震災被災者支援は、福島県を中心に、子どもや、障がい者、高齢者の支援、地域交流などを展開していく。

ACジャパンの広告キャンペーンが3年目を迎えるのを踏まえ、広報・ファンドレイジングの活動をより積極的に実施する。また、市民のみなさまへの提言・発信をこれまで以上に強化していく。

AARは、役職員、ボランティア一同、皆さまの信頼に応えられるよう、安全に配慮しつつ、質の高い透明性の高い支援を実施してまいります。引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。

～2017年度の活動予定地～



ラオス人民民主共和国

2017年度予算：64,800,000円
2016年度決算：55,813,837円

1 学校給食支援

実施地　ラオス人民民主共和国　北部および南部
目的　児童、教員、保護者、地域住民による栄養価の高い食材の栽培・養殖と、それらを利用した給食の提供体制を確立する
概要　対象小学校60校において、児童、教師、障がい者を含む地域住民に対して、栄養価の高い食材の栽培・養殖の方法を指導する。また、栽培・養殖した食材の管理体制およびそれらを利用した給食を提供する体制を確立する。
受益者　対象校60校の児童・教師、地域住民等約6,000人

2 ラオス山岳地域における母子保健サービス強化

実施地　ラオス人民民主共和国　ポンサリー県
目的　新生児、1歳未満児、5歳未満児、それぞれの死亡率がラオス国内で最も高いポンサリー県において、コミュニティレベルでの母子保健活動を強化し、妊産婦および子どもの健康状態を改善する
概要　母子保健サービスを提供する医療機関に必要な医療機器を供与し、同医療機関職員に対して新生児のケアなどに関する研修を実施する。また、ヘルスセンター職員を対象に母子保健サービスに関する研修を実施する。村落レベルでは、村人の健康増進を担うコミュニティヘルスワーカーに対する研修を実施し、ポンサリー県における包括的な母子保健サービスの強化を図る。
受益者　総受益者数：約44,000人
直接受益者：対象地域に住む15-49歳の女性約1,000人、5歳未満の子ども約700人、医療機関職員計43人、コミュニティヘルスワーカー42人、間接受益者：対象地域の住民：約42,000人

カンボジア王国

2017年度予算：40,600,000円
2016年度決算：30,554,429円

1 障がい児のためのインクルーシブ教育推進

実施地　カンボジア王国　カンダール州　クサイ・カンダール郡
目的　対象校・対象地域において、障がい児が学習しやすい環境が整うと同時に、障がい児が適切な支援を受け、非障がい児とともに基礎教育を受ける機会が促進される。
概要　2016年度に引き続き、インクルーシブ教育（IE）の取り組みがクサイ・カンダール郡全体に広まるよう、学校、地域住民、行政とともに活動する。特に、2015年度から活動しているIE推進部会メンバーの活動継続性を強化する。
受益者　直接受益者：約6,000人（対象校8校の児童約3,300人および教員約80人、インクルーシブ教育推進部会メンバー約30人、研修を受ける他地域の教員および政府関係者約440人、地域啓発イベントに参加する対象8集合村の住民約2,000人）
間接受益者：約64,000人（事業の波及効果が望める8集合村の住民）

2 車いす普及支援（現地NGOの能力向上を通じた障がい者自立支援）

実施地　カンボジア王国　プノンペン特別市、カンダール州、タケオ州、スバイリエン州、カンポット州、コンポンチャム州、コンポンスプー州、コンポンチュナン州、コンポントム州、シアヌークビル州、プレアビヒア州、シェムリアップ州
目的　カンボジアの現地NGOである車いす工房「AAR, WCD」への支援を通して、障がい者の自立や社会参加の促進に寄与する
概要　2017年度は、特に管理職スタッフの事業運営能力の向上、組織力の向上、事業内容の多様化と財源の確保を目的とした助言や指導、広報活動を行う。
受益者　直接受益者：427人（「AAR WCD」の職員、補装具を受け取る障がい者）
間接受益者：その家族 2,135人

ミャンマー連邦共和国

2017年度予算：89,700,000円
2016年度決算：55,621,972円

1 ミャンマーにおける障がい者のための職業訓練校の運営および障がい者の就労支援体制強化

実施地　ミャンマー連邦共和国　ヤンゴン市内
目的　当会が運営する職業訓練校において、障がい者のための自立発展的な就労支援体制が強化される
概要　当会職業訓練校において、経済発展に伴う就労形態の変化に合わせた持続的な就労支援体制を強化する。また、社会福祉局職業訓練校職員が当会職業訓練校の運営管理のノウハウを習得するとともに、障がい者支援団体との連携体制のもと、企業が障がい者を雇用しやすい環境の整備を進める。
受益者　直接受益者：職業訓練校の訓練生および卒業生約190人、社会福祉局職業訓練校の職員11人
間接受益者：障がい者の家族約950人、企業担当者・障がい者支援団体・障がい当事者等40人、日本国内およびミャンマー国内の企業約50社、関連障がい者団体および会員・生徒約18,000人

2 子どもの未来（あした）プログラム（里親制度）

実施地　ミャンマー連邦共和国　ヤンゴン市内
目的　知的および身体障がい児の身体機能の維持・向上を図るとともに、教育や社会交流の場を提供する。また家族の障がい児に対する意識改善と介助能力の向上を図る
概要　障がい児を対象に、家庭訪問を通じたリハビリテーションの実施・指導、就学支援を実施する。就学支援では、学習用具の配付や経済的に貧しい家庭への学習費等の補助、学校関係者への啓発ワークショップ、障がいのために通学できない子どもへの自宅学習支援を行う。障がい児の家族に対しては、障がい啓発や障がい児の介助方法、衛生啓発に関するワークショップを実施するとともに、家族同士の交流を促進する。また、現地NGOの障がい児施設への支援を継続する。
受益者　直接受益者：家庭訪問対象の知的・身体障がい児とその家族約150人
間接受益者：現地NGOが運営する障がい児施設へ通う障がい児とその家族および施設のスタッフ 約180人

3 カレン州ラインブエ地区における障がい者のための生活環境改善事業

実施地　カレン州ラインブエ地区
目的　カレン州ラインブエ地区において障がい者に対する理解促進と障がい者へ配慮した地域開発を通して地域住民全員の生活環境が改善される
概要　各村に設置された障がい者世帯連絡会の活動をモニタリングし、必要に応じて講習会や研修を開催することでメンバーの能力強化や、同連絡会の強化につなげる。村内公共施設のバリアフリー化工事を行い、供与した補助具の利用状況のモニタリングを行うとともに、障がい者の生活機能向上のため理学療法士によるリハビリテーション指導や介助者研修を実施する。
受益者　直接受益者：障がい者約200人とその家族約1,200人
間接受益者：対象地区の住民約14,000人

4 カレン州ラインブエ地区およびチャインセチ地区における地域に根差したリハビリテーション推進 新

実施地　カレン州ラインブエ地区、チャインセチ地区
目的　カレン州ラインブエ地区およびチャインセチ地区において、「地域に根差したリハビリテーション」（CBR）の推進を通して、障がい者が自身の能力を最大限に活かしながら社会参画ができる仕組みが構築される
概要　障がい者支援が限られたカレン州において、地域に根差したリハビリテーション（Community-Based Rehabilitation：CBR）が地域住民によって実施される体制を整える。本事業を通して形成する、対象地域の特徴や事情に根ざしたCBRモデルが、同州内において持続的に展開されるよう、地域社会に拠点を置く組織（Community-based Organization：CBO）を育成する。
受益者　直接受益者：対象地区の障がい者約460人とその家族約2,760人
間接受益者：対象地区の住民約23,000人

インド

2017年度予算：2,500,000円
2016年度決算：1,360,702円

1 カシミールにおける女性支援

実施地　インド　ジャンム・カシミール州
目的　インド側カシミールにおいて、家族が行方不明になるなどして社会的・経済的困難に直面している女性が教育を受けたり、自立した生活ができるようにする
概要　現地および日本の専門家より、伝統の刺繍を活かしたクラフト製作技術の訓練を受けるとともに、日本側の疑似顧客の発注に応じた製品作成を訓練の一環として行う。あわせて受益者の収入向上に向けたさらなる取り組みの検討を行う。
受益者　ジャンム・カシミール州在住女性10〜20人

パキスタン・イスラム共和国

2017年度予算：54,300,000円
2016年度決算：47,397,275円

1 女子小学校の学習・衛生環境改善

実施地　パキスタン・イスラム共和国　ハイバル・パフトゥンハー州　ハリプール郡
目的　公立女子小学校の衛生環境を改善し、同地域における女子児童の就学率・出席率の向上および中退率の低下に寄与する
概要　パキスタン政府や援助機関からの支援が限られている公立女子小学校10校において、トイレや井戸、手洗い場など衛生設備を設置・整備する。また、児童や教師、保護者に対して、衛生に関する教育・啓発活動を行う。整備した設備が適切に維持されるよう、各校の維持管理体制を構築する。
受益者　直接受益者：対象校の児童2,536人、教師74人、保護者126人
間接受益者：児童の家族約26,000人

アフガニスタン・イスラム共和国

2017年度予算：101,800,000円
2016年度決算：78,615,666円

1 地域主体型の地雷回避および障がい者支援

実施地　アフガニスタン・イスラム共和国　カブール県、パルワーン県

目的　カブール県およびパルワーン県において包括的地雷対策（地域主体型地雷回避教育および被害者支援講習、地雷被害児を含む障がい児の学習支援）を行い、子どもたちが安心して学習できる環境の確立に寄与する

概要　カブール県、パルワーン県の計56村落において、計142人の地域指導員の新規育成および能力強化を行い、地域指導員主体の地雷対策講習会を実施することで、子どもたちに対して地雷・不発弾・即席爆発装置のリスクから身を守るための知識を普及する。また、講習会用の教材の見直しを行うとともに、地雷対策のためのラジオ番組を制作しアフガニスタン全土に向け放送する。
さらに、地雷被害児を含む障がい児の学習環境を改善するため、パルワーン県内の対象校2校に設置している障がい児受入のための校内委員会の機能を強化するとともに、学校関係者を日本へ招へいして研修を行う。同時に両校に障がい児のための補習クラスを設置し、専用カリキュラムに基づいて個別のニーズに合った指導を行えるようにする。

受益者　直接受益者：76,436人（地域指導員142人、講習会参加者76,200人、対象校校内委員会メンバー30人、障がい児64人）
間接受益者：インクルーシブ教育対象校の児童6,025人、障がい児の家族384人

2 地雷・不発弾除去支援

実施地　アフガニスタン・イスラム共和国　バグラン県

目的　地雷汚染地域であるバグラン県の地雷・不発弾を除去し、事故の減少と安全な生活圏の確保に貢献する

概要　イギリスの地雷除去NGO（Halo Trust）と協力し、バグラン県プリ・クムリ地区において地雷・不発弾除去活動を実施し、27,900㎡の土地を安全な生活圏とする。

受益者　除去作業対象領域住民　230世帯

3 アフガニスタン帰還民支援

実施地　アフガニスタン・イスラム共和国　ナンガハル県

目的　ナンガハル県内に滞在している帰還民のうち、支援が十分に行き届いていない非登録帰還民を対象に、生活必需品などの緊急支援物資の配付を行うことで、帰還民の生活環境の安定に寄与する

概要　ナンガハル県内10地区で実施した非登録帰還民3,815世帯を対象とした調査に基づき、本事業では、ナンガハル県南東部10地区の非登録帰還民の中でもより脆弱な状況にある障がい者の居る世帯や、テント生活を強いられている580世帯を対象に、食糧、日用品などの物資の購入が可能なバウチャー（金券）200USD相当を配付する。また、こうした非登録帰還民の多くが、電気をほとんど使えない生活環境にあることから、全対象世帯に100ワット分の携帯式ソーラー充電器セットを併せて供与する。

受益者　580世帯（約4,060人）

4 アフガニスタン市民社会の能力強化

実施地　アフガニスタン・イスラム共和国

目的　アフガニスタン市民社会組織（CSO）の能力を強化し、その能力を定着させる

概要　アフガニスタンの代表的なCSOネットワーク組織3団体によるCSOの能力向上のための研修を計49回実施する。このうち2団体については、日本側と連携して実際に各団体に加盟している現地CSO4団体の事業実施の監督管理も行う。
本事業はAARに加え、特定非営利活動法人ピースウィンズジャパン（PWJ）、特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター（JVC）の3団体による共同事業として実施する。

受益者　アフガニスタンの市民社会組織の職員1,225人

タジキスタン共和国

2017年度予算：48,900,000円
2016年度決算：40,557,681円

1 ヒッサール市における障がい児のためのインクルーシブ教育（IE）推進事業 新

実施地　タジキスタン共和国　ヒッサール市

目的　障がい児の教育機会の少ないヒッサール市において、インクルーシブ教育（IE）の推進拠点として、市内の公立学校を設備・人材両面から整備することで、インクルーシブな教育環境が整備される

概要　ヒッサール市にある拠点校2校において、トイレなどを含む校舎設備をバリアフリー化し、障がいのある児童用の教材や補助具等を供与することで、障がい児を受け入れるための環境を整備する。また、教員や行政職員等を対象にしたIEを実践するための人材を育成する。その結果、対象地域においてIEを推進できる人材が育成され、地域でIEを実践できるようになる。学校や地域で障がいや障がい児の就学に対する理解が深まる。対象地域に居住する障がい児の保護者間で情報交換や相互支援を行う機会が増える。

受益者　直接受益者：約415人（支援校2校の学習支援スペースに受け入れる就学障がい児20人、協力校で把握されている就学障がい児および障がいの可能性のある就学障がい児80人、障がい児の親200人、IE研修を受講するヒッサール市教育委員会職員および学校関係者62人、日本人IE専門家のセミナーを受講する市の教育委員会の職員52人）
間接受益者：約17,660人（支援校および協力校の非障がい児生徒約7,160人、支援校および協力校の教員約300人、地域での啓発イベント参加者約200人、ラジオ聴取者約10,000人）

トルコ共和国

2017年度予算：249,900,000円
2016年度決算：217,258,558円

1 トルコにおけるシリア難民に対する複合的支援

実施地　トルコ共和国　シャンルウルファ県、マルディン県、イスタンブール市

目的　困窮しているシリア難民の中でも特に脆弱性の高い難民、すなわち、新たに逃れてきた難民、子ども、障がいがある難民などを支援すると同時に、地域社会の構築と能力強化を促進し、シリア難民の生活環境の改善に寄与する

概要　情報提供や啓発活動を通じてシリア難民の保護環境を改善し、障がい者等さらに脆弱性が高く、かつ行政や他の機関等から必要な支援を受けられず、最低限の生活水準が保障されていない難民を対象に、難民の個別ニーズに合致した支援を提供する。また、引き続きコミュニティセンターを運営し、トルコ語などの講座を実施するとともに難民とトルコ人の双方が参加できるイベントを開催し、難民とホストコミュニティの相互理解を促進する。マルディン県においては、トルコ行政関係者および現地協力団体職員を対象に、研修などを通じて、子どもへの支援の実施に関する能力強化を行うと同時に、チャイルド・フレンドリー・スペース（子どもに優しい空間）を運営し、子どもが安心して学び、成長するための機会を提供する。

受益者　情報提供・啓発活動受益者：17,785人
個別支援受益者：2,830人
講座の受益者：600人
イベントの受益者：2,000人（シリア難民1,300人、トルコ人700人）
トルコ行政関係者および現地協力団体の能力強化：トルコ行政関係者30人、現地協力団体15団体
チャイルド・フレンドリー・スペースの受益者：2,000人

シリア・アラブ共和国

2017年度予算：420,600,000円
2016年度決算：458,153,499円

1 食糧配付

実施地　シリア・アラブ共和国
目的　食糧を継続的に配付することで慢性化した食糧不足を改善する。また突発的に発生した国内避難民へ食糧と衛生用品を配付することで、国内避難民の避難生活の状況を改善する
概要　十分な食糧支援が行われていないシリア北部にて国内避難民（IDP）と脆弱性の高い世帯を対象に、食糧を継続的に配付する。また突発的なIDPの流入が多いアレッポ県、イドリブ県およびハマ県にて、IDP世帯を中心に食糧と衛生用品を配付する。
受益者　シリア人125,000人

2 地雷・不発弾回避教育

実施地　シリア・アラブ共和国
目的　シリア北部の地域住民および国内避難民へ地雷・不発弾回避教育を行うことで、爆発性戦争残存物の事故に遭うリスクを軽減する
概要　地雷・不発弾回避教育講習会（MRE）を実施する。また、MREに従事するシリア人スタッフ等の人材育成、対象地域の地雷被害の調査や教材の開発も行うことで、シリアでの地雷対策の基盤強化も図る。
受益者　地雷回避教育参加者4,200人

3 戦争残存物に関する情報収集・調査

実施地　シリア・アラブ共和国
目的　シリア国内対象地域において、爆発性戦争残存物や被害状況に関する情報を収集し、より効果的な地雷・不発弾による危険の回避教育に役立てる
概要　2016年度に実施したシリアの現地NGOへの財政支援により、爆発性戦争残存物に関する情報収集や被害状況に関する聞き取り調査等を行う。
受益者　対象地域の住民

ギリシャ共和国

2017年度予算：2,600,000円
2016年度決算：1,408,877円

1 ギリシャにおける難民の保護

実施地　ギリシャ共和国　アテネおよびキオス島
目的　アテネおよびキオス島に到着する難民の中でも、特に脆弱な母子世帯や保護者のいない未成年者が適切な保護を受けられるようになる
概要　現地協力団体を通じ、アテネおよびキオス島に到着する母子世帯あるいは保護者のいない未成年の難民を一時的に受け入れる保護施設の運営を支援する。保護施設には、心理士やソーシャルワーカー、通訳を配置し、保護された未成年難民が適切なサービスを受けられるような環境を整える。
受益者　女性や子どもなどの難民50人

スーダン共和国

2017年度予算：114,000,000円
2016年度決算：79,188,072円

1 水衛生環境改善

実施地　スーダン共和国　カッサラ州
目的　カッサラ州において、住民の水衛生環境を改善する
概要　カッサラ州リーフィ―アロマ郡において、給水設備やトイレ、ごみ収集システムの整備、同設備の維持管理体制の構築、地域主体型の衛生環境改善活動、衛生啓発活動などを行う。
受益者　対象村落住民計約89,000人

2 地雷回避教育

実施地　スーダン共和国　カッサラ州、青ナイル州、南コルドファン州
目的　スーダンにおける地雷被害の削減および地雷被害者を含む障がい者の自立や社会参画に貢献する
概要　地域主体型の地雷回避教育を通して住民の地雷・不発弾被害のリスクを軽減する。また、地雷被害者を含む障がい者の自立を目指し、生計手段の提供を行うとともに、障がい者のデータベースを構築し、支援が必要な障がい者を特定できるようにする。
受益者　直接受益者：地雷回避教育参加者56,400人、支援を受ける、データベースに登録される地雷被害者を含む障がい者20人
間接受益者：支援を受けた障がい者の家族 140人

3 感染症（マイセトーマ）対策

実施地　スーダン共和国　センナール州
目的　センナール州における感染症マイセトーマ（菌腫）の蔓延や重篤化の予防に貢献する
概要　センナール州の保健省および国立義肢装具機構と協力し、マイセトーマ感染により手足の切断手術を受けた患者に対しリハビリと義足の提供を行う。また、マイセトーマの予防や早期治療を呼びかける教材を作成し、啓発活動を行う。
受益者　直接受益者：リハビリを受けるマイセトーマ患者6人、啓発活動参加者450人
間接受益者：その家族3,192人

ケニア共和国

2017年度予算：85,800,000円
2016年度決算：82,730,256円

1 カクマ難民キャンプにおける中等教育支援

実施地　ケニア共和国　カクマ難民キャンプ
目的　カクマ難民キャンプにおいて、中等教育支援を通して青少年をさまざまなリスクから保護するとともに、将来の南スーダンなど母国の国づくりを担う人材の育成に貢献する
概要　カクマ3キャンプにおいて中等教育校の教室4棟の増設、および理科室1棟の建設を行う。またカクマ2およびカクマ3キャンプの中等教育校で教員、保護者、生徒から成る学校施設メンテナンスチームを組織し、学校施設の維持管理研修を行う。さらに、5校の教員向けにライフスキル指導者研修を実施し、ライフスキル習得を通じて、生徒の問題解決能力の向上を図る。加えて5校の中等教育校にてカウンセリング棟の建設、カウンセラーの派遣、教員へのカウンセリング研修を行い、生徒に必要な保護が与えられる環境を整える。
受益者　直接受益者：カクマ1-5の中等教育校の生徒5,000人および研修を受講する教員46人
間接受益者：生徒の家族約25,000人

2 カロベイエ難民定住地における青少年育成・保護事業 新

実施地　ケニア共和国　カロベイエ難民定住地
目的　カロベイエ難民定住地において、ユースセンターの建設等を通じて青少年をさまざまなリスクから保護するとともに、将来の南スーダンなど母国の国づくりを担う人材の育成に貢献する
概要　カロベイエ難民定住地にてユースセンター2棟を建設し、青少年が必要な保護を受けられる環境を整備する。また建設プロセスに難民とホストコミュニティの双方が参加し、建設作業研修などを通した協働を促し、双方が持続的に共存するために必要な相互理解の醸成に貢献する。
受益者　カロベイエ難民定住地の青少年約4,000人、およびホストコミュニティ500人

ウガンダ共和国

2017年度予算：169,400,000円
2016年度決算：77,691,105円

1 難民キャンプ・難民居住地等における水衛生・教育支援

実施地　ウガンダ共和国　ユンベ県ビディビディ難民居住地
目的　難民居住地に暮らす南スーダン難民、および受け入れ地域の子どもたちの教育環境を改善する
概要　難民居住地において、教育設備や備品を整備するとともに、教員向け研修やレクリエーション活動を通じて、子どもたちがより安心して学べる環境づくりに寄与する。
受益者　難民居住地および受け入れ地域の子ども10,000人、教員120人

2 地雷被害者生計支援

実施地　ウガンダ共和国　北部・西部
目的　民芸品の製作・販売を通して、地雷被害者の自立を促す
概要　ウガンダ北部・西部のアガゴ、アムル、グル、ユンベ、カセセの5県に住む地雷被害者の中から25人を選定し、民芸品製作にかかる研修を実施する。質の高い民芸品を製作できるようになった受益者に対して製作用の材料を提供する。また、既に民芸品を製作している地雷被害者の個人・グループからも製品を買い取り、研修受講者が作った製品とあわせて、販売できるルートを開拓する。
受益者　直接受益者：地雷被害者　25人
間接受益者：その家族125人

ザンビア共和国

2017年度予算：100,100,000円
2016年度決算：66,745,479円

1 母子保健

実施地　ザンビア共和国　ルサカ州　カフエ郡
目的　カフエ郡チサンカーネ地域において妊娠や出産、また5歳未満児の健康に係るリスクが低減される
概要　2016年にルサカ州カフエ郡チサンカ―ネ地域に建設したヘルスポスト敷地内に医療従事者用の宿舎を追加で1棟、ヘルスセンターに出産待機所を1棟建設し、必要な備品や医療機器を整備する。また巡回診療を新たに2ヵ所で開始する。地域保健委員会は新たに2つの委員会を組織するとともに、既存の委員会に対し母子保健推進研修を実施し、巡回診療活動を強化する。
受益者　直接受益者：対象地域に住む15-40歳の女性約2,100人（うち妊産婦約500人）、5歳未満児約2,300人、地域保健委員約120人
間接受益者：地域住民11,635人

2 エイズ遺児就学支援

実施地　ザンビア共和国　ルサカ市ンゴンベ地区
目的　HIV/エイズ蔓延の影響で親を失うなど困難な状況にある子どもたちへの学資支援およびその保護者家族の所得創出を通じて、子どもたちが継続的に就学できる環境を整える
概要　対象となる子どもの学費、制服や文房具などの学用品を提供するとともに、定期的な通学状況の確認およびカウンセリングや面談により、子どもたちの就学を支援する。また、保護者による所得創出活動として養鶏、製粉、写真ショップ業を継続する。
受益者　就学支援対象児8人、およびその家族約40人

3 元難民現地統合化支援

実施地　北西部州カルンビラ郡メヘバ元難民再定住地
目的　住民間に再定住地での共生に必要な社会関係を築く
概要　井戸を共有する住民による自助グループを複数組織し、グループ単位で水管理や衛生行動の改善がなされる体制づくりを行うことで地域内での課題解決に必要な主体的な社会関係を構築する。
受益者　難民居住区から再定住地に移住した元難民およびザンビア人計約140世帯（938人）以上

日本

1 東日本大震災被災者支援

2017年度予算：78,700,000円
2016年度決算：102,274,295円

実施地　岩手県、宮城県、福島県の被災地域

目的　被災地域における障がい者、高齢者、子どもを主な対象とし、心身の健康維持に努めるとともに、復興に向けた被災コミュニティのレジリエンス（回復力、復元力）強化に寄与する

概要　東日本大震災の被災地復興に向けた活動を行う。主な活動は以下の通り：

- 福祉作業所のものづくり強化、また商品の販路拡大支援を継続し、被災地における障がい者の自立に向けた社会・経済活動を促進する。
- 仮設住宅だけでなく移転先の災害復興住宅の入居者を対象に、理学・作業療法士によるマッサージや産業カウンセラーによる傾聴活動、各種イベントを開催し、心身健康維持とともに入居者同士の交流を促進する。また、仮設住宅において福祉サービスを必要とする人びとの把握を行う。
- 非営利型一般社団法人かたつむり（岩手県大船渡市）の再建を支援する。
- 福島の親子を対象とする「西会津ワクワクこども塾」を継続し、心身の健康維持とともに参加者同士の交流促進を図る。
- 県外に住む広域避難者向けにサロン等のイベント活動を行い、参加者同士だけでなく、ホストコミュニティの理解促進に努める。

受益者　約3,100人

2 熊本地震被災者支援

2017年度予算：5,400,000円
2016年度決算：60,072,492円

実施地　熊本地震の被災地域

目的　被災地域の障がい者を主な対象とし、復興に向けた生活改善と、障がい者の支援団体の組織運営基盤の整備に寄与する。仮設住宅における活動では、被災者コミュニティ活性化の一助となる

概要　熊本地震の被災地復興に向けた活動を行う。主な活動は以下の通り：

- 被災地において、在宅を含む障がい者の困りごとに対して支援を行う団体の基盤整備支援を行うことで、地域の障がい者の生活改善に寄与する。
- 仮設住宅の入居者を対象に、理学・作業療法士によるマッサージや、企業との協働によるお茶会など各種イベントを開催し、仮設住宅住民の交流を促進することで、地域のレジリエンス（回復力・復元力）を強化する。
- 南阿蘇村で開催される復興イベント活動の支援を行い、被災地域コミュニティの再生および地域活性化の一助となる。

受益者　約500人

国内活動

1 提言・啓発

1-1 調査・研究

概要　AARが支援のプロとして、支援から取り残される人を出さないよう活動するにあたり、AARの支援活動に関わる、または影響のあることについて必要な調査や研究を行い、各業務担当者をサポートする。また支援の質を向上させるべく、事業評価や内部勉強会を実施し、会の財産である知識と経験の共有を進める。

1-2 地雷廃絶キャンペーン

概要　2017年には対人地雷禁止条約締結より20周年という節目を迎える。通常の啓発活動や国際会議への出席に加え、AARの地雷対策活動の20年を振り返り、地雷問題の現状を考えるイベントを開催することで、改めて地雷廃絶に向けた情報発信を行っていく。
また、これまで減少傾向にあった地雷被害者が2015年から大幅に増加していることが2016年11月に発表された。この現状を踏まえ、深刻かつ複雑化する地雷問題に対し、より質の高い地雷対策活動を実施できるよう、事業に携わる職員の能力強化や国内外の地雷対策関係者とのネットワーク構築に努める。

1-3 キラーロボット反対キャンペーン

概要　「キラーロボット（殺傷ロボット）反対キャンペーン（Campaign to Stop Killer Robots）」運営委員の数少ない日本からの参加団体として、日本国内においてキラーロボットに対する関心が広がり、予防的禁止に向かうよう、国内でのイベント開催、冊子を活用した啓発活動、ウェブサイトを中心とした情報発信を行う。引き続き特定通常兵器禁止制限条約（CCW）の専門家会合にて自律型致死兵器システムに関する議論が継続するため、国際会議へ当会役職員が参加し、国際社会におけるプレゼンスを高める。

1-4 障がい者支援

概要　2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」にも、障がい者についての言及が多々見られることから、昨今、様々な開発課題において障がい者を含む必要性が認められる。
2017年度も当会は、緊急・復興・開発・防災など、どの支援分野においても障がい者が取り残されることがないように引き続き努めていく。そのためにも、障がい分野での支援事業の質を高め職員の知識を深めて経験を積むと同時に、他団体との外部ネットワークを広げる。

1-5 感染症対策

概要　2030年までに達成すべき開発目標として日本を含む国連加盟国が掲げている「持続可能な開発目標（SDGs）」において、保健や水衛生は優先すべき分野であると明確に述べられている。
本分野において当会は、感染症流行地域や保健体制が脆弱な地域の住民により効果的に支援が届けられるよう、事業の質の向上をめざし、職員の保健・感染症対策に関する知識や技術を高めると共に、当会が長年実施してきた経験を蓄積、共有できる仕組みづくりを行う。

1-6 国際理解教育

概要　「国際理解教育サポートプログラム」を引き続き実施する。プログラムの内容を見直し、講演・ワークショップの開催に加え、募金等の実際の協力活動を組み合わせた包括的な連携プログラムを学校側に提案し、継続的な関係構築に向けた取り組みを強化する。
夏休み時期の参加型イベントの開催、グローバルフェスタ等の外部イベントへの参加についても、ボランティアを巻き込みながら積極的に行っていく。
また、昨年新設した佐賀事務所を拠点として、佐賀県下の学校に対する出前授業の展開も予定している。

2 在日難民支援など

概要　姉妹団体「社会福祉法人さぽうと21」との協力を継続する。難民、在日外国人などとの交流を促進し、職員の在日難民問題についての認識も深める。また、会長の柳瀬房子が法務省難民審査参与員として、難民不認定処分を受け不服申し立てした難民の審査について意見を述べるとともに、異議申立人の意見陳述に立会って審理にあたり、法務大臣に意見を提出する。

3 広報

概要　全国での認知度をさらに向上させるため、2015、2016年度に引き続き、ACによるAARのテレビCMおよび新聞広告、駅貼りポスター掲示等による広報を実施する。AARの活動や、活動地で起こっていることを広く発信するため、メディアとの連携強化を図るとともに、AARのウェブサイトやソーシャルメディアを通じた発信にも力を入れる。また、活動報告やシンポジウム等のイベントを積極的に開催する。

4 渉外

概要　国内外の事業基盤となる安定した収入源の確保のため、新規にご支援いただける企業・団体の開拓を行うとともに、すでにご支援いただいている企業・団体との関係構築・深化を積極的に行う。また、過去にご支援をいただきながら数年以上訪問できていない企業・団体については、関係の掘り起こしに努める。具体的には、新規企業・団体20社を開拓・訪問すると同時に、過去にご支援いただいた企業・団体30社との関係を深化させる、または再構築する。小規模助成金への申請や企業におけるチャリティ・グッズの販売にも力を入れ、寄付付き商品は、目標とする3社より500万円の寄付を獲得することを目指す。

5 収益事業

概要　チャリテグッズの販路拡大に努め、収益の増大を目指す。特に、地雷禁止条約締結から20年を迎えることから、絵本『地雷ではなく花をください』の販促に力を入れるとともに、2016年に発行した絵本『サニーちゃん、シリアへ行く』の販促に引き続き注力する。また、手書きの礼状や使途報告など、購入者へのフォローを強化し、支援の継続率を高める。
またチャリティコンサートの開催も予定している。

6 支援者対応

概要　より多くの方に支援いただけるよう、3年目のAC広告の機会を最大限に活用する。新規の問い合わせに対しては、丁寧・迅速かつ、寄付の使途が明確に伝わる対応を継続する。また初回の問い合わせ対応後のフォローにも力を入れる。継続的に支援をいただき事業を安定させることができるよう、遅滞ない領収証・礼状の発送を維持し、信頼感の確保に努める。また、マンスリーサポーターの広報の機会をさらに増やし、長期的な支援を伸ばしていく。

7 募金活動

概要　夏・冬の募金キャンペーンでは、パンフレット、ウェブサイト、イベント等をパッケージで企画し、相乗効果を高める工夫をする。問い合わせが増えている遺贈寄付に対しては、体制を整え、対応を強化する。寄付方法に関しては、関心の度合いに応じた様々なプログラムを用意するとともに、引き続きマンスリーサポーター獲得に力を入れる。

8 NGO相談員

概要　外務省からの委託を受け、広く一般からのNGOや国際協力などに関する相談、質問に対応する。

事業実施体制

概要　海外事業における安全対策、事務所運営能力のさらなる強化、および活動の質の向上を図る。事業の内容拡充と安定的な実施に必要な人員配置を行う。また、これらの目的を達成する取り組みの一環として、秋口に海外駐在員・国内職員合同会議を実施する。緊急支援の際には東京事務局の職員を中心にできるだけ速やかに対応する。調査・研究・提言やキラーロボット反対キャンペーン、地雷・不発弾対策、障がい者支援、啓発などの各事業にも職員を配置して実施するとともに、広報、渉外、収益事業、支援者対応、募金活動に必要な人材を充てて展開する。

ボランティアの活動機会を提供するとともに、当会活動の担い手として広く受け入れる。また、「社会福祉法人さぽうと２１」を始めとする各分野の団体と協力しながら、国内および海外での活動を進めていく。

規程の改廃などの労働環境の整備に積極的に取り組み、職員の定着を図ることで、事業が安定的に実施できるように取り組む。

支援者・活動地のパートナー団体・ボランティア・職員など組織の関係者や社会・環境への組織としての責任を果たすため、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」を活用するなどして、説明責任や透明性、労働慣行や人権・環境面に配慮した活動に向けて課題の洗い出しとその対応を進める。

昨年開設した佐賀事務所を活用した事業継続計画の策定と周知を行ない、首都直下型地震等に対する備えを盤石にする予定。

また設立40周年に向けた記念事業の準備を開始する。

第4号議案　平成29年度（2017年度）予算

収支予算書　自平成29年（2017年）4月1日　至平成30年（2018年）3月31日

収入の部

科目			金額（円）	構成比（%）	2016年度決算 金額（円）	対比（予算-決算） 金額（円）
一般勘定						
会費・寄付金	会費		4,500,000	0.3%		
	寄付金		360,000,000	19.8%		
		計	364,500,000	20.1%	367,868,419	-3,368,419
補助金等	国内資金					
	民間資金		9,800,000	0.5%		
	公的資金		1,240,300,000	68.5%		
	海外資金		102,700,000	5.7%		
		計	1,352,800,000	74.7%	1,205,985,097	146,814,903
その他収入	受託収入		64,300,000	3.5%		
	その他		1,700,000	0.1%		
		計	66,000,000	3.6%	44,309,289	21,690,711
一般勘定収入合計			1,783,300,000	98.4%	1,618,162,805	165,137,195
収益勘定						
収益勘定収入合計			28,950,000	1.6%	21,866,313	7,083,687
当期収入合計		(A)	1,812,250,000	100.0%	1,640,029,118	172,220,882
前期繰越収支差額			425,280,889		502,106,296	-76,825,407
収入合計額			2,237,530,889		2,142,135,414	95,395,475

支出の部

科目			金額（円）	構成比（%）	2016年度決算 金額（円）	対比（予算-決算） 金額（円）
一般勘定						
支援事業	海外　プロジェクト費（明細別紙）		1,565,000,000	82.9%		
	国内　東日本大震災被災者支援		78,700,000	4.2%		
	熊本地震被災者支援		5,400,000	0.3%		
		計	1,649,100,000	87.4%	1,522,913,647	126,186,353
提言・啓発	調査・研究		1,600,000	0.1%		
	地雷廃絶キャンペーン		2,700,000	0.1%		
	キラーロボット・反対キャンペーン		1,800,000	0.1%		
	障がい者支援		2,800,000	0.2%		
	感染症		2,100,000	0.1%		
	国際理解教育（佐賀事務所含む）		16,600,000	0.9%		
		計	27,600,000	1.5%	8,835,501	18,764,499
広報・ファンドレイジング	広報・支援者対応		86,900,000	4.6%		
	渉外		8,900,000	0.5%		
		計	95,800,000	5.1%	87,192,134	8,607,866
管理費	人件費		29,100,000	1.5%		
	その他管理費		35,000,000	1.9%		
		計	64,100,000	3.4%	56,984,998	7,115,002
その他支出（固定資産等）		計	23,400,000	1.2%	22,214,348	1,185,652
一般勘定支出合計			1,860,000,000	98.6%	1,698,140,628	161,859,372
収益勘定						
収益勘定収入合計			27,000,000	1.4%	18,713,897	8,286,103
当期支出合計		(B)	1,887,000,000	100.0%	1,716,854,525	170,145,475
当期収支差額			-74,750,000		-76,825,407	2,075,407
次期繰越収支差額			350,530,889		425,280,889	-74,750,000
支出合計			2,237,530,889		2,142,135,414	95,395,475

海外プロジェクト予算明細

内　訳		金額（円）	2016年度決算 金額（円）	対比（予算-決算） 金額（円）
ラオス				
①学校給食支援		26,700,000		
②ラオス山岳地域における母子保健サービス強化		38,100,000		
	計	64,800,000	55,813,837	8,986,163
カンボジア				
①障がい児のためのインクルーシブ教育推進		35,500,000		
②車いす普及支援(現地NGOの能力向上を通じた障がい者自立支援)		5,100,000		
	計	40,600,000	30,554,429	10,045,571
ミャンマー				
①ミャンマーにおける障がい者のための職業訓練校の運営および障がい者の就労支援体制強化		42,400,000		
②子どもの未来（あした）プログラム（里親制度）		1,300,000		
③カレン州ラインブエ地区における障がい者のための生活環境改善事業		13,600,000		
④カレン州ラインブエ地区およびチャインセチ地区における地域に根差したリハビリテーション推進		32,400,000		
	計	89,700,000	55,621,972	34,078,028
インド				
①カシミールにおける女性支援		2,500,000		
	計	2,500,000	1,360,702	1,139,298
パキスタン				
①女子小学校の学習・衛生環境改善		54,300,000		
	計	54,300,000	47,397,275	6,902,725
アフガニスタン				
①地域主体型の地雷回避および障がい者支援		69,500,000		
②地雷・不発弾除去支援		7,000,000		
③アフガニスタン帰還民支援		24,300,000		
④アフガニスタン市民社会の能力強化		1,000,000		
	計	101,800,000	78,615,666	23,184,334
タジキスタン				
①ヒッサール市における障がい児のためのインクルーシブ教育（IE）推進事業		48,900,000		
	計	48,900,000	40,557,681	8,342,319
トルコ				
①トルコにおけるシリア難民に対する複合的支援		249,900,000		
	計	249,900,000	217,258,558	32,641,442
シリア				
①食糧配付		398,600,000		
②地雷・不発弾回避教育		21,500,000		
③戦争残存物に関する情報収集・調査		500,000		
	計	420,600,000	458,153,499	-37,553,499
ギリシャ				
①ギリシャにおける難民の保護		2,600,000		
	計	2,600,000	1,408,877	1,191,123
スーダン				
①水衛生環境改善		98,300,000		
②地雷回避教育		14,900,000		
③感染症（マイセトーマ）対策		800,000		
	計	114,000,000	79,188,072	34,811,928
ケニア				
①カクマ難民キャンプにおける中等教育支援		62,100,000		
②カロベイエ難民居住地における青少年育成・保護事業		23,700,000		
	計	85,800,000	82,730,256	3,069,744
ウガンダ				
①難民キャンプ・難民居住地等における水衛生・教育支援		167,700,000		
②地雷被害者生計支援		1,700,000		
	計	169,400,000	77,691,105	91,708,895
ザンビア				
①母子保健		58,700,000		
②エイズ遺児就学支援		1,900,000		
③元難民現地統合化支援		39,500,000		
	計	100,100,000	66,745,479	33,354,521
2016年度中に計画を終了した国				
ネパール、ジンバブエ、ハイチ、バヌアツ		0		
	計	0	16,387,288	-16,387,288
緊急支援				
①緊急支援		20,000,000		
	計	20,000,000	38,524,709	-18,524,709
海外プロジェクト費合計		1,565,000,000	1,348,009,405	216,990,595

収益勘定収支予算書

自平成29年（2017年）4月1日　至平成30年（2018年）3月31日

収入の部

科　　目		金額（円）	構成比（%）	2016年度決算 金額（円）	対比（予算-決算） 金額（円）
チャリティグッズ・イベント等売上					
コンサート		11,000,000	38.0%		
チャリティグッズ・チョコレート販売等		12,250,000	42.3%		
受託収入（注1）		4,700,000	16.2%		
	計	27,950,000	96.5%	20,546,637	7,403,363
その他					
その他収入		1,000,000	3.5%		
	計	1,000,000	3.5%	1,319,676	-319,676
収入合計	(E)	28,950,000	100.0%	21,866,313	7,083,687

支出の部

科　　目		金額（円）	構成比（%）	2016年度決算 金額（円）	対比（予算-決算） 金額（円）
チャリティグッズ・イベント等仕入					
コンサート		9,000,000	33.3%		
チャリティグッズ・チョコレート販売等		7,200,000	26.7%		
受託支出（注1）		1,800,000	6.7%		
	計	18,000,000	66.7%	10,413,438	7,586,562
販売管理費					
人件費		6,100,000	22.6%		
販売費及び一般管理費		2,900,000	10.7%		
	計	9,000,000	33.3%	8,300,459	699,541
支出合計	(F)	27,000,000	100.0%	18,713,897	8,286,103

当期経常収支差額	(E-F)	1,950,000

注1：外務省ＮＧＯ相談費等

第5号議案　役員の改選について

退任
・沼田 安弘
・藤 智江

理事候補（新任）
・沼田（ぬまた） 美穂（みほ）（沼田法律事務所 所長）　※左記以外は重任候補です。

第6号議案　定款の変更について

目的：
NPO 法の改正等に伴って必要となる変更や、字句の修正をおこなうとともに、関連する条文間の相互関係が明確になるようそれぞれの条文番号や項目番号を適正化する。

変更内容：
以下のとおり、各条文を変更する。また、第54条の削除にともない、第55条以降をそれぞれ1条繰り上げる。

現行の定款	変更案
（特定非営利活動の種類） 第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動をおこなう。 （1）人権の擁護~~及び~~平和の推進を図る活動 （2）以下、略	（特定非営利活動の種類） 第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動をおこなう。 （1）人権の擁護<u>または</u>平和の推進を図る活動 （2）以下、略
（事業の種類） 第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 （1）人権の擁護~~及び~~平和の推進を図るための情報収集ならびに啓発活動 （2）以下、略	（事業の種類） 第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。 （1）人権の擁護<u>または</u>平和の推進を図るための情報収集ならびに啓発活動 （2）以下、略
（除　名） 第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。 （1）この定款~~等~~に違反したとき。 （2）以下、略	（除　名） 第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。 （1）この定款に違反したとき。 （2）以下、略
（~~拠出金品~~の不返還） 第12条　既に納入した入会金、会費~~その他の拠出金品~~は、返還しない。	（<u>入会金及び会費</u>の不返還） 第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

現行の定款	変更案
（職　務） 第15条　会長はこの法人を統括し、この法人に関わる全てのことに関し助言、示唆を与える権限を有する。 ~~2~8~~ 略 ~~9~~ 監事は、次に掲げる職務を行う。 （1）理事の業務執行の状況を監査すること。 （2）この法人の財産の状況を監査すること。 （3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 （4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。 （5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。 ~~10~~ 顧問は理事長を補佐し、理事長の諮問にこたえる。	（職　務） 第15条　会長はこの法人を統括し、この法人に関わる全てのことに関し助言、示唆を与える権限を有する。 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。 2~8 それぞれ一項繰り下げ 10 監事は、次に掲げる職務を行う。 （1）理事の業務執行の状況を監査すること。 （2）この法人の財産の状況を監査すること。 （3）前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。 （4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。 （5）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。 11 顧問は理事長を補佐し、理事長の諮問にこたえる。
（総会の権能） 第22条　総会は、以下の事項について議決する。 （1）定款の変更 （2）解散及び合併 （3）事業計画及び~~収支~~予算 （4）事業報告及び~~収支~~決算 （5）役員の選任及び監事の解任、職務及び報酬 （6）入会金及び会費の額 （7）借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第57条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 （8）その他運営に関する重要事項	（総会の権能） 第22条　総会は、以下の事項について議決する。 （1）定款の変更 （2）解散及び合併 （3）事業計画及び予算 （4）事業報告及び決算 （5）役員の選任及び監事の解任、職務及び報酬 （6）入会金及び会費の額 （7）借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第56条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 （8）会員の除名 （9）資産の管理の方法 （10）その他運営に関する重要事項
（総会の開催） 第23条　通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 （1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。 （2）正会員総数の5分の1以上からの会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。 （3）監事が第15条 ~~第8項~~第4号の規定に基づいて招集するとき。	（総会の開催） 第23条　通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。 （1）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。 （2）正会員総数の5分の1以上からの会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。 （3）監事が第15条 第10項 第4号の規定に基づいて招集するとき。

現行の定款	変更案
（総会の表決権等） 第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。	（総会の表決権等） 第28条　各正会員の表決権は平等なものとする。 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。
（構　成） 第46条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 （1）設立当初の財産目録に記載された資産 （2）入会金及び会費 （3）寄付金品 （4）財産から生じる~~収入~~ （5）事業に伴う~~収入~~ （6）その他の~~収入~~	（資産の構成） 第46条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 （1）設立当初の財産目録に記載された資産 （2）入会金及び会費 （3）寄付金品 （4）財産から生じる収益 （5）事業に伴う収益 （6）その他の収益
（事業計画及び予算） 第52条　この法人の事業計画及びこれに伴う~~収支~~予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。	（事業計画及び予算） 第52条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
（暫定予算） 第53条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ~~収入支出す~~ることができる。 2 前項の~~収入支出~~は、新たに成立した予算の~~収入支出~~とみなす。	（暫定予算） 第53条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
~~（予備費）~~ ~~第54条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。~~ ~~2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。ただし予備費を緊急に使用するときは常任理事会の議決をもって代行する。~~	削除

現行の定款	変更案
（定款の変更） ~~第58条~~ この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する~~軽微な事項を除いて~~所轄庁の認証を得なければならない。	（定款の変更） 第57条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。
（解　散） ~~第59条~~ この法人は、次に掲げる事項により解散する。 （1）総会の決議 （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 （3）正会員の欠亡 （4）合併 （5）破産 （6）所轄庁による設立の認証の取消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。	（解　散） 第58条 この法人は、次に掲げる事項により解散する。 （1）総会の決議 （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 （3）正会員の欠亡 （4）合併 （5）破産 手続開始の決定 （6）所轄庁による設立の認証の取消し 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属） ~~第60条~~ この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、「社会福祉法人さぽうとにじゅういち」に譲渡するものとする。	（残余財産の帰属） 第59条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、「社会福祉法人さぽうとにじゅういち」に譲渡するものとする。
（公告の方法） ~~第62条~~ この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	（公告の方法） 第61条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については、この法人のホームページにおいて行う。

AAR Japan［難民を助ける会］の社会的責任についての考え方

社会的責任といえば企業のCSR活動だけが注目されがちですが、持続可能な社会を実現するためには、企業だけではなくあらゆる組織に責任があり、NGOも例外ではありません。AARは、支援活動を通じて社会課題の解決を目指すだけでなく、さまざまな利害関係者（ステークホルダー）との関わりの中で、組織としての社会的責任を果たしていきます。社会的責任に関する国際規格「ISO26000」を踏まえて、その中核主題として取り上げられている、組織統治、環境、労働慣行、人権、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティ参画・発展の各観点から、取り組みを進めます。

2016年度の取組み

2016年度は、従前の取り組みを継続しつつ、積み残しとなっていた課題に取り組みました。具体的な取組状況は下表のとおりです。また、社会的責任を果たす意識を個々人に浸透・定着させる工夫として、新入職員向け研修において社会的責任について理解を深める機会を設けております。

ISO26000の中核主題	取り組み状況
組織統治	2014年度に組織統治の透明性と説明責任を重要視して策定した事務局の意思決定に関するルールを引き続き運用しています。
人権	人権尊重の理念を内外に宣言するため、「AAR Japanの人権方針」を策定し、ホームページで公表しています。
労働慣行	当会の労働慣行が労働法令に違反していないか点検を行ないました。
環境	事務局の消費電力を抑制するため、環境省推奨温度を目安に設定してエアコンを稼働させ、削減実績を事務所内で共有しています。また、文具類の購入についてはグリーン購入法適合商品を推奨しています。
公正な事業慣行	倫理的な調達活動を行うため、取引先選定の際、人権侵害行為の有無等を意識するよう心がけています。
消費者課題*	支援者等の満足度向上のため、様々なご指摘や労いの言葉を共有するしくみを活用しています。
コミュニティ参画・発展	東京事務局の所在地である品川区、および区内の市民団体と協働しながら、地域の防災への取り組みなどを進めています。2016年12月に品川区との間で「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結いたしました。

＊「消費者課題」とはISO26000が定めた主題の名称で、「消費者」は一般に資産、製品、サービスなどの購入者・使用者のことを指しますが、AARでは利害関係者（ステークホルダー）全般と捉え、ご支援くださる寄付者をはじめ、関係する国際機関や地域行政、地域住民、現地職員や受益者なども含め広く解釈しています。

2017年度役員・顧問

■会長

柳瀬 房子　（法務省難民審査参与員／
『地雷ではなく花をください』著者）

■副会長

加藤 タキ　（株式会社タキ・オフィス代表取締役
・コーディネーター）

■理事長

長 有紀枝　（立教大学教授／
ジャパン・プラットフォーム理事）

■副理事長

伊勢崎 賢治（東京外国語大学教授）

■専務理事

堀江 良彰　（AAR 事務局長）

■常任理事

伊藤 由紀子（学習院女子大学教授）
忍足 謙朗　（前 国際連合世界食糧計画アジア地域局局長）
高橋 敬子　（社会福祉法人さぽうと21 事務局長）
原田 美智子（AAR ボランティア）

■理事

加藤 勉　（株式会社イングラム代表取締役）
河野 眞　（国際医療福祉大学成田保健医療学部教授）
郷農 彬子　（株式会社バイリンガルグループ取締役社長）
白川 浩司　（元株式会社文藝春秋役員）
菅沼 真理子（元AAR ザンビア駐在代表）
杉田 洋一　（AAR 職員）
谷川 真理　（マラソンランナー／流通経済大学客員教授）
田畑 美智子（世界盲人連合アジア太平洋地域協議会会長）
名取 郁子　（AAR 支援事業部長）
沼田 美穂　（沼田法律事務所　所長）
萩原 ソパナ（元難民救援奨学生・カンボジア出身／
J Cam Systems Technology Co.,Ltd. 社長）
水鳥 真美　（セインズベリー日本藝術研究所統括役所長）
三好 秀和　（弁理士／三好内外国特許事務所会長）
森 スワン　（元難民救援奨学生・ベトナム出身／
東京外国語大学非常勤講師）
鷲田 マリ　（西日本担当理事）

■監事

田中 弥生　（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
研究開発部教授）
山口 明彦　（公認会計士）

■特別顧問

明石 康　（元国際連合事務次長／財団法人国際文化会館理事長）
黒川 光博　（株式会社虎屋社長／元社団法人日本青年会議所会頭）
原 不二子　（尾崎行雄財団理事／株式会社ディプロマット代表取締役）
吹浦 忠正　（ユーラシア21研究所理事長／拓殖大学客員教授）